

熊本大学法学会発行
熊本法学 第三十四号（一九八二年十一月）抜刷

レーケス・バユワリオールムにおける「保障手続」（二・完）

——フランク時代動産不動産訴訟法の一考察——

若曾根 健治

論 説

レークス・バニワリオールムにおける「保障手続」(二・完) (若曾根)

——フランク時代動産不動産訴訟法の一考察——

若曾根 健治

一 緒言

二 「主たる手続」(以上本誌三十一号)

三 「第二の手続」(以下本号)

四 結語

三

十二 こうして、次に「第二の手続」である。以下では、まず手続の開始・進行を概観し、ついで手続完結後におけるその法的効果について、これが果たして動産と不動産とで異なったと見るべきかどうかを明らかにしたい。

まず手続の開始・進行である。「第一」の手続は、「主たる手続」で買主のために「保障」を行なった売主と、買主から目的物を追奪せんとして売主の「保障」によって敗訴した原告との間の手続であり、これは、原告が売主を召喚することで開始された。召喚の後原告は、次の如く訴えを起⁽¹⁵⁾した。まず土地については、「汝は、不正に余の土地 (territorium) につき他人に保障をなしたり、すなわち、偽誓を行ないたり。汝は、その土地を余に返還し、且つ十二フリードウスをもって賠償すべし」(XVI, 17, 4)。次に、動産についてはこの種の文言はテクストに知られないが、動産についても「第二の手続」が起り、しかも不動産の場合とほぼ同様の文言でもって訴えが提起されたことは、動産に拘わる XVI, 11, 2 で「原告の戦士が〔決闘において売主に〕勝ちたるとせ」と述べられてゐるところからこれを推察し得る。かくして、目的物が動産のときも原告は例えば『汝は、不正に余の物 (res) につき他人に保障をなしたたり、すなわち、偽誓を行ないたり。汝は、その物を余に返還し、且つ十二フリードウスをもって賠償すべし』と訴えを起⁽¹⁶⁾すことになったのである。

ところで、この「第二の手続」がいつたい (a) ふり、(b) どのようなことか、(c) なぜ起⁽¹⁷⁾いたかを明らかにしておかねばならない。

まず (a) については、土地に関してテクストに次のように述べられているのが参照される。「[売主から] ワディウムを受け取りたる者 [原告] は、『汝は、不正に余の土地につき他人に保障をなしたり……』といふべし」(XVI, 17, 4)。これによれば、「第二の手続」は、判決履行契約——これは「保障」の手続完了直後に結ばれた——の成立後で、しかし未だ原告がワディウムを売主の保証人に授与せぬ段階で、すなわち保証人設定契約の未成立の時点で、開始されたものようである。しかしこれが、原告はワディウムを保証人に授与した後ではもはや「第二の手続」を

起りし得なかつた」とおやめ意味するものがどうかは、分からぬ。しゃれにせよ「第一の手続」は少なくとも「保障」の手続が終わつた後なれば、いつやむを起しし得たるものと見じよ。しかし實際上ば、「主たる手続」や売主が「保障」の手続を行なつた直後は「保障」の手続の現場で提起されたものであらう。

次に(ふ)に關しては、やはり土地にてトテクストに次の如く知らる。「お」彼の〔原告と被告〕の間は決闘をなすべき事情が存したるときは、〔原告は〕『汝は、不正に余の土地につき他人に保障をなしたり……』といふべく(XVI, 17, 4)。これによれば「第一の手続」が起つたのは、原告が、売主との間で「決闘をなすべき事情」の存する判断したときである。「決闘をなすべき事情 (causa pugiae)」の「事情」とは、売主の行なつた「保障」——これがために原告は「主たる手続」において敗訴した——が、不正な「保障」やなわち「偽証」であったことである。別言すれば、売主が目的物を自己のものと偽つて買主に譲渡し、やひにその上に「偽証」やなわち偽証を犯してまで買主の権利を防禦せんとしたいとはある。

このようだ、偽証の存否が「決闘をなすべき事情」になつていたりば、他に、ヒュウガ XVI, 2, 5 からよく知られるところである。すなわちこれによれば、原告側隣人証人の陳述によつて敗訴を喫し、これがために土地から退去せねばならなくなつた被告は、なおも「この土地にてお由」の正義ありと願ひ、もあは、新たに、当該証人を召喚し、これに向かつて『汝は余にたゞして虚偽を宣誓したり。……汝は〔余に〕十一ハヨム・クスをもつて賠償をなし、且つ汝が偽証によりて「余かの」奪つたるかの土地を返還する義務を負うべし』と訴えを起したのである。しかも、(三)では訴えは、はやはやど、證明手段に決闘を申し込んで提起された(XVI)。すなわち、被告は右の如く訴えを提起する中で、『汝は余に決闘を誓約せよ。しかして、神は、汝が余にたゞして虚偽を宣誓したるや、または眞実を宣誓したる

説やを明かにすれどもあらへ』と要求したのやある。偽証あるべく訴訟ぢや、一概に「證明手続」といふ、神判なんかんづく決闘が用ひられたいとは塵々指摘せられるといふやである。

たゞ、本の XVII, 2, 5 及び XVII, 2, 1 など、XVII, 2, 6 以後のあたりは土地あるべく訴訟が、云ト

やば、「土地訴訟」へ當るだ。『土地訴訟』がやむと、第一段階の手続(XVII, 2, 1など)2, 4)の兼「敵諒の手続

(XVII, 2, 5u.6)へと分かれた。

最後に(○)は次のような問題である。原告は「主たる手続」や被告の「保障」の成功による敗訴」、田的物は買主の有に帰せしめられ、これをもつて原告・買主間の争いに決着がついたが、こゝかかねば、なぞ原告は、「盤輿」の疑いのある売主にたゞしきれば土地をつゝて、『汝は、その土地を余に返還し、且ハ十一ハコニウスをもつて賠償をなすべ』と訴え得るのか。この疑問は「土地訴訟」の第一段階の手続につゝても起りぬ。すなわちその第一段階の手続(Hauptprozeß)における「原告側證人證人による」宣誓の後に、彼〔被告〕は「原告にたゞ」土地を返還すべく(2)〔XVII, 2, 4)へとみれど、この手続で原被間に相談土地をつゝて決着がつくはずなのに、被告が第二段階の手続や「偽証の容疑ある證人にたゞして『汝は十一ハコニウスをもつて賠償をなべ』……から土地を返還する義務を負うべし」と訴え得るのはなぜかと、こう問題である。勿論売主の「偽証」(「土地訴訟」の場合證人の偽証)そのものにたゞする訴えは起つて居ぬ。されば、原告(「土地訴訟」の場合被告)が十一ハコニウスの賠償金を求めるといふにあらわれてゐるものである。

かかるに原告は、單にこれに止まらず、売主が競争の目的物——右辺の場合土地——について実際には自由な处分権を有しておらぬにもかかねらず、なおも、売主に向かう当該目的物の返還を訴へ出たのである。これは次のように

説明できる。原告が『汝[売主]はその土地を余[原告]に返還すべし』と訴えるものは、彼が売主から本当は当該目的物の返還を求めるのではなく、むしろ実質は当該目的物に代えて当該目的物に相当する同種のもの——目的物が土地ならば、それ相応の別の土地——を求めるのを目的としていたのである。けだし、当該目的物の恢復は、普通の場合、原告はこれをもはや期待できなかつただらうからである。^(註)

十三 原告の訴えにたいしては、ついで被告売主の回答が起つた。すなわち、売主は訴えを認諾する場合は格別、それを拒否しようとするときは、例えば土地について次の如く弁論を行なつた。「彼[原告]の土地につき不正に他人に保障をなしたることなく、また彼[原告]の権力に「土地を」返還する責を負わず、また十二ソリドウスをもつて賠償をなす責をも負わぬ」(XVI, 17, 5)。見られるように、売主は訴えの文書に照して、訴えの文書をいわいち否定したのである。^(註)

この弁論手続を経て、次に判決手続が起つて、これに基づき、証明手続が始まる^(註)。証明を行なうのは売主で、証明手段は、決闘か十二名の宣誓補助者と共に行なう宣誓かである。すなわちテクストには次のように知られる。「それから彼[原告]は〔被告と〕決闘を誓約すべく、〔いの結果は〕神の判断に属すべし」(XVI, 17, 4)^(註)。あるいは「しかし、しかるもんときは、彼[被告]は、十二人と共に宣誓をもつて自己を防禦すべし」(XVI, 17, 5)。後者の場合宣誓をなすべき内容は、右述、被告の弁論におけると同じものである。ベーベルン法では、様々の訴訟において、証明方法として屢々、戦士をもつて行なう決闘と十二名(あるいは六名)の宣誓補助者と共に行なう宣誓とが、選択的に(alternativ)採用せられており(cum campione se defendant aut cum XII sacramentales iuret)、「第11の手続」を見られる証明手続の場合も、これのひとつであるものとのよふである。

といひで「第二の手続」における決闘と宣誓との関係について、かつて A・クヴィッツマンは次のように説いた。

売主は原告の主張を斥けるには、『冤宣誓』を行なわねばならぬ。」これを行なわないときに始めて決闘によりて、「保障」が不正なものでなかつたことをつき自己の権利を防禦できた。^(註) クヴィッツマンのこの見解をもう少し敷衍するとすれば、次のようになるやうである。売主は「保障」が偽証にあらずと主張し、これにつき十二名の宣誓補助者と共に宣誓を行なう (XVI, 17, 5)。」しかし後刻原告が、売主の宣誓の真なることに疑いを抱くときは、彼自身宣誓を行ない、」の中でも、売主の宣誓の偽なる」とにつき決闘をもつてこれを証明する」とを約するのである。 XVI, 17, 4 が「それから彼〔原告〕は〔被告と〕決闘を誓約すべし」と述べるのは、この意味のものとなる。しかし彼ら〔原告と売主〕の間に決闘をなすべき事情が存したるとの「事情」とは、既述のように直接不正な「保障」の存在を指すのでなく、不正な「保障」にあらずとする売主の宣誓にたゞして抱いた原告の疑いにあつたことになる。

以上にたゞ一 編ひて、テクストを見るに、決闘をあげて XVI, 17, 4 の冒頭は、*Si [= Wenn] causa fuerit inter illos pugnac et 宣誓につき XVI, 17, 5 の冒頭は、*Sin autem [= Wenn dagegen], cum sacramento se defendat ふたぐ、西構文は対照的な位置関係である。やこじりのやうな構文かひやる、「ふたご、しかむかむふあ (Sin autem)」など、「決闘が行なわねばなる」やあ(註良氏)ではなく、被告が原告とは異なり、「決闘をなすべき事情」の存するとは信じなかつた場合であり、」の心地は彼は、宣誓をひて自己を防禦すべきものであった。テクスルを右のように解し得るとすれば、XVI, 17, 4 と 17, 5 とはそれぞれ單に証明方法につき述べるに過ぎず、証明手続には言及していないこととなり、したがつて、」のテクストそれ自体からは、右述のクヴィッツマンの見解はおよそ引き出せぬのである。**

彼の見解との関連でやうかとい問題になるのは、壳主がいつて宣誓をなし得るのかどうか点である。それがいいやある。壳主が「⁽¹⁾」の手続⁽²⁾や行なう「⁽³⁾」が、「⁽⁴⁾」の第一段階の手続で隣人証人が宣誓をもへて⁽⁵⁾耳に⁽⁶⁾して聽か⁽⁷⁾見て見たゆのを陳述⁽⁸⁾か⁽⁹⁾ (XVI, 2, 4) のと同様に、壳主があたかも証人の立場にあるが如く、⁽¹⁰⁾誓約によへり既述「⁽¹¹⁾」文言を陳述するゆのやある。いいのが問題は、これが原告かの「偽誓」=偽証の疑惑を受けたとき、壳主はこの偽証の嫌疑を晴らすかの上、またや宣誓をもへじれを行なういふなる点である。偽証の疑惑を宣誓で晴らすところの上、多少理解に苦しむといひやねる。現に「⁽¹²⁾」の第一段階の手続では、偽証の疑惑を受けた証人は、被告の申し出通りに、彼の上で決闘を誓約⁽¹³⁾すべしとおへ (XVI, 2, 5)。他の証明手段は一切許されねどんなど。されば、統して XVI, 2, 6 から「ゆく訴へる者〔被告〕が「⁽¹⁴⁾」勝めたる所をな」と述べゆるゆのより明らかである。ただ、われわれの XVI, 17, 5 の場合、壳主は「⁽¹⁵⁾」の手続⁽¹⁶⁾やば単独で誓約をもへり「⁽¹⁷⁾」文言を陳述し得たに反し、「⁽¹⁸⁾」の手続⁽¹⁹⁾はおこなはずの「⁽²⁰⁾」の「單獨宣誓」(Einzel) や「⁽²¹⁾」人やもへて行なう宣誓」(Zwölfer eid) によって改めて⁽²²⁾「⁽²³⁾」を命ぜられやぶるとこうよろこび、相前立因縁の件ならう証明手続が問題とないし、ゆく見得るなひが⁽²⁴⁾」の点に限り⁽²⁵⁾れば、全く理解できぬわけではな⁽²⁶⁾。

以上を勘案し「⁽²⁷⁾」の手続⁽²⁸⁾の詮明手続⁽²⁹⁾にあらぬ證を述べれば、被告は基本的には、「⁽³⁰⁾」の決闘をなすべき事情⁽³¹⁾の存すると信ずる原告の主張の通りに、決闘をもへて⁽³²⁾の権利を防禦せねばならぬ決闘の誓約を拒否できない。この意味で実質上⁽³³⁾には、いわゆる「⁽³⁴⁾」(Kampfklage) が起りか、されば、被告は宣誓への途が閉ざされだと思われるのである。とやれば、被告が宣誓をなし得ぬゆの上、原告が決闘の申し込みを行なわず宣誓を阻止しようとした場合に限るがゆ。

ここで右述証明手続との関連で、「第二の手続」が「保障手続」全体の中でも占めた位置について明らかにしておきたい。既述の如くギールケおよび世良氏は右の証明手続を捉え、これを「主たる手続」で「保障」がなされた後の「証拠手続」と見る。言い換えれば、「第二の手続」は「主たる手続」における証明手続に他ならず、この意味で「保障手続」は「主たる手続」に尽きると見るのである。しかしこれは、疑問に思われる。けだし、われわれが XVI. 17, 4 および 17, 5 に基づき上述してきた証明手続は、原告による売主にたいする訴えの提起が起こった後で、開始されたものだからである。すなわち『汝は、不正に余の土地につき他人に保障をなしたり、すなわち、偽誓を行なつたり』(XVI. 17, 4) が示すものは、「主たる手続」にたいして「偽証訴訟」という独立の手続を導く新たな訴えの提起^(註)なのであり、これの提起によつて、原告・売主間で弁論、判決手続、そして右述決闘、あるいは十二人の補助者をもつて行なう宣誓による証明手続が進行し、これら諸手続が、「第二の手続」を形作る。こうして XVI. 17, 4. 5 の決闘、宣誓は、あくまでも「第二の手続」の証明手続をなすものである。以上のように見てくれば、ギールケおよび世良氏のように「第二の手続」を「主たる手続」の証明手続と位置づけることは正しくなく、「保障手続」は「主たる手続」と「第二の手続」の両手続から成るものと捉えねばならない。

十四 次に手続完結後における「第二の手続」の法的効果である。右証明手続の結果被告が決闘に勝ちあるいは宣誓に成功するときは、彼が「第二の手続」に勝訴し原告の主張は斥けられるために、買主の目的物所有権に変動は生じないが、問題は逆の場合である。すなわち被告が原告との決闘に敗れ、あるいは宣誓に失敗するときは原告が勝訴するが、このとき買主の権利はいかなる変動を受けるのである。今やこの問題に移らねばならないが、この点につき通説は既述の如く、「第二の手続」の法的効果は目的物が動産か不動産かで異なつて作用し、動産については買主の

権利に変動は起こらぬが、これにたいして不動産については、買主はこれを原告に返還することを義務づけられたとするのである。以上にたいし筆者は、動産か不動産かにかかわらず、買主の目的物所有権には変化はないと考えるものである。

さて、通説が、目的物の動産か不動産かで買主の権利に相違が生じ、特に不動産については買主は目的物を返還せねばならなかつたとしてあげる根拠は、次の三點であるようと思われる。(a) 被告がたとえ「第一の手続」で決闘に敗れるときでも、買主が目的物を返還する必要なしとする XVI, 11, 2 は、専ら動産について述べるものである。(b) 「第一の手続」では土地につひて、原告は『汝はその土地を余に返還すべし』と訴えを提起し(XVI, 17, 4)あるのは、被告が原告にたいし「彼〔原告〕の権力に〔目的物を〕返還する責を負わぬ」と弁論を行なつており(XVI, 17, 5)。(c) には、土地の返還がつまり譲れてしまふ。(c) 『フライジンク司教聖堂寄進文書集』第一巻収録の八二九年一月十一日附文書における事例^(E)。

以下では、通説のあげるこれらの根拠がなりたたぬことを証明するのであるが、最初に便宜上(c) からとりあげたい。

八二九年作製のこの文書は、Emmering において開催中の国王巡察使裁判所で下された判決と、この判決に基づき後刻行なわれたある法律行為とを記録したもの。それによれば、Alprich なる者が、Schmiechen 村の他人の土地を附属物と共にフライジンク教会に寄進をすると、不法を犯したため、彼は、判決によつて、右土地に代わる彼の別の所有物をもつて同教会に償いをなすべく命ぜられ、これにしたがい彼および彼の二人の息子は、彼らが Alting において有する世襲財産 (proprium) すなわち家屋一、奴隸六、家畜十二、九〇デュルナーリスの土地、乾草四〇荷車、

説
製粉所一および家屋・圃い地・耕地・採草地附ヨローリト四を同教会に譲渡したのであるが、問題は、その中で「保障」について次のように述べられてゐるるのである。「しかして彼〔Alprich〕は、この教会に与えたわしの〔Schmieden村の〕寄進地に〔あ〕、これを保障し確固たましむ」と能わず、「(ア)のため」一回フライシンク同教 Hito に司教の
フオーラト Split の手に押して譲渡したわ」との寄進地を再び上級フオーラトの手から「没収せられ」と受け取り、しかし

〔ルネス〕 Chonratus は〔Chonratusの〕世襲財産として手を渡した」とである。

以上は、フオーラトが巡察使裁判所の面前で陳述したものであつたが、巡察使はこれを聴聞した上で、次のようない
判決を下したが、これも右との関連で参照されよう。すなわち、「国王巡察使 Anzo は、Alprich はたいし、彼〔Alprich〕がかの教会に与えたるかの寄進地に〔あ〕、「(ルネス)が不法な寄進によるものであつたがゆえに」保障をなし得なかつた代
わりとして、司教と彼〔司教〕のフオーラトに正当に法の要求するといふをなすように命じた。

さて以上のより推測するに、リード問題となるのは次のようないくつかの事件と思われる。

Chonratus なる者が、フライシンク教会所有の Schmieden 本の土地および附属物に〔あ〕、これらの真の権利者と
主張し同教会にそれらの返還を求めた。これにたいし教会は、当該土地および附属物は Alprich なる者から正當に寄
進を受けたとして争うと同時に、Alprich を召喚し、これに、右土地・附属物に〔あ〕 Chonratus に対抗してフライ
シンク教会のために「保障」をなすよう要求したが、しかし、Alprich はこれを適法に行ない得なかつたのである。
このように見てくれば、この事件は、他人の土地を不正に譲渡した者が法の定める「保障」をなし得ず、このため譲
受人が当該土地を本来の権利者のために手放さねばならなくなつたがゆえに、譲渡人はこの譲受人にたいして別の土
地であつて償いをなすよう義務づけられたことを示すものであることがわかる。とすれば以上は、既述の如くまさしく

XVI, 12 が述べるところのものではあるが、これに反し、譲渡人が、譲受人と追奪者との争い、「主たる手続」において「保障」に成功し、かかるに彼と追奪者との新たな争い、「第二の手続」で敗訴したといふの、当面われわれが問題としている事例には該当しない。

したがって右八二九年の事例は、通説の主張するように「主たる手続」で「保障」をなし得た土地の売主が「第二の手続」で敗れ、この結果買主が当該土地を返還せねばならなかつた点の例証とはなり得ないものである。

十五 次に右述（a）および（b）であるが、これらは以下でひとまとめにして述べたい。

さて通説は前述の如く、目的物が不動産のときは動産の場合と異なり、「第二の手続」で売主が原告に敗訴した場合、買主は土地を返還せねばならなかつたとする根拠を、原告が売主にたいし『汝はその土地を余に返還すべし』と訴えるところに求める。しかし、この種の訴えは、決して不動産に特有のものではなく、既述のように動産においても起つた。すなわち原告は例えば『汝はその物を余に返還すべし』と訴えを提起したのである。したがつて、専ら訴えの文言内容そのものから買主の目的物返還義務を引き出そうとするのであれば、買主は不動産についてのみならず動産についても返還義務を負うことになるはずである。にもかかわらず、通説が特に不動産について返還義務の存在を主張するには、実はそれ相当の理由があつた。これが、XVI, 11, 2 の述べるものなのである。

XVI, 11, 2 によれば、売主が「第二の手続」で原告に敗訴しても、買主は目的物の返還を義務づけられなかつたが、通説は、この箇条は専ら動産に拘わるもので、不動産についてはこの種のものはテクストに知られないところのことから、目的物が不動産のときは訴えの文言通りに、買主はその返還を義務づけられたものと見るのである。⁽¹⁷⁾

XVI, 11, 2 は、これと前箇条 XVI, 11, 1 との繋がりから見れば、疑いもなく動産に拘わるものである。しか

し、当箇条をただ動産にのみ拘るものと見て、不動産を全く考慮に加える必要がないのかどうかは、問題である。
この点を以下で明らかにするのであるが、その前に、フランク時代動産不動産訴訟法に關係するものの中で相当にヨーロッパの該箇条の正確な内容を伝えておかなくてはなるまい。

十六 さて XVI, 11, 2 は次のように述べる。「しかし、もし彼〔売主〕が保障をなしたときは、彼は、彼が保障をなしたるその人〔買主〕から、この人〔自ら〕が〔目的物を放棄すること〕欲したるのでなければ、たとえ原告の戦士が〔決闘において売主の戦士〕勝ちたるときでも、〔当該目的物を〕取り戻し得ない」。右箇条で多少難解なのは、「たとえ原告の戦士が勝ちたるときでも (si campio quaestoris vicrit)」であるが、これはブルンナー＝フォン・シユヴェリーンの通説にしたがい、右記のように理解した。^(註) また「原告の戦士が勝ちたるとき」とは多言を要するがでもなく、「第二の手続」の証明手続において、原告が売主と決闘の誓約 (Kampfvertrag) を結び、双方の戦士による決闘の結果、原告が勝ち、これによつて原告は、「主たる手続」で売主の行なつた「保障」が偽証であるとの証明に成功した場合を指すものである。

XVI, 11, 2 は、見られるように、「保障」の手続の完結した後で「保障」の有する法的効果を定めるものである。このことは、該箇条を以下のように解剖して見るとますますよく分かる。すなわち、「彼が保障をなしたる」ときは、(イ)「彼は、彼が保障をなしたるその人から、取り戻し得ない」のであり、次に(ロ)「彼は、たとえ原告の戦士が勝ちたるときでも、取り戻し得ない」し、最後に(ハ)「彼は、」の人が欲したるのでなければ、取り戻し得ない」。これを要するに、「彼は、取り戻し得ない」というのが、XVI, 11, 2 における中心命題なのであり、「保障」の法的效果はそこに集中的にあらわれてゐる。そこでこの法的效果の問題に関しては次の二点に注意した。

第一レ' XVI, 11, 2 が直接述べるものだ、売主と買主との間の法的関係であつて、売主と原告とのそれではない。売主はひとたび買主に「保障」を行なつたからには、後日同じの同じ買主から目的物を回収するが如き」とはもはや行ない得ない。^(註)換言すれば、「保障」の法的効果は、「保障」の手続の後でたとえ「第一の手続」が起つたとしても、この結果如何に拘わりなく、売主にたいして原則上永続的に作用した。そして買主が一切目的物の返還義務を負わず、したがつて原告が「第二の手続」に勝訴しても当該目的物を恢復し得なかつたのは、その反射的効果を示すものに他ならなかつた。ただ、買主自身が目的物の返還を望むときは、売主は一旦これを買主より回収した上で、原告に引か渡すことがあつたに過ぎない^(註)のである。

第一レ' XVI, 11, 2 が右の如く「保障」の法的効果を定める趣旨は、次の通りである。原告は、「第一の手続」で売主にたいし目的物の返還を求める。売主が証明手続に敗れるとときは、彼は判決手続に基づき当該目的物の返還を義務づけられるに至る。そこで売主はこの義務を履行せんがため、目的物を買主から回収しようとする。しかし売主がこれの回収をなさんとするや、当然買主は目的物を確保し得なくなる。セレド、XVI, 11, 2 が売主にたいし買主からの目的物の回収を許さず、これによつて買主の目的物所有権を不動のものだらしめんとする^(註)といふ、これである。なお、「第一の手続」で勝訴したにもかかわらず目的物を恢復し得なかつた原告には、売主は、十二ノリュウスの賠償金とは別個に、買主の所有に帰した目的物と同種同等のものを償なわねばならなかつたものと推察される。

十七 以上が XVI, 11, 2 の述べるものである。筆者は、通説とは違つて該箇条は必ずしも動産に限定する必要はなく、不動産の場合もこれに含めて考えたいのである。勿論この点はテクストからは明らかにできない。およそ該箇条自体は直接目的物に関して、動産とも不動産とも述べてはいないのである。しかし該箇条と次条 XVI, 12 との

説 比較考察かい、該箇条が動産および不動産を対象としたものと見たく思ふのである。セイド、いの点を第一に、「保障」をめぐる法的効果の問題、第二に、原告にたいする補償の問題から説明した。

第一は、法的効果の問題である。XVI, 11, 2 は売主が「保障」の約束通り「れを行なつた」とかの法的効果を示し、XVI, 12 は売主が「保障」の約束に違背しこれを行なわなかつた場合の法的効果を示し、いずれも「保障」をめぐる法的効果に関するものである。ついにこれを内容について見るに、前者においては、売主は買主から目的物を回収し得ず、これによって買主は目的物を確保し得、返還の必要はない。これにたいし後者においては買主は目的物を確保し得ず、返還を義務づけられ、売主は、買主から目的物を回収した上でこれを原告に引き渡した。このようになると XVI, 11, 2 より XVI, 12 みると、「保障」をめぐる法的効果の点で根本的に対照的な規定といえる。いのことに留意した上や、XVI, 12 が既述の如く、売主が「保障」の約束に違背したとき「彼は、彼が保障をなす」と約束したると同種の土地または物を (terram aut speciem) 遅滞なく賠償すべし」と述べるといふに改めて注意を喚起した。いわば、右に「土地または物」と知られるように、動産と不動産とは同様に取り扱われ、目的物の相違は特別に問題とはなつてしな。」のようだ、「保障」をめぐる法的効果の上で、一方で XVI, 12 が動産と不動産とに等しく適用されてくるとかば、他方で XVI, 11, 2 はついてだけ、いこやは特に、動産と不動産とは異なつて取り扱われてゐるとか、あるこば、不動産が排除せられてくるとかと、理解する必要は殆んどないようと思われるるのである。

第二は、補償の問題である。XVI, 12 は右述の如く、「同種の土地または物を遅滞なく賠償すべし」と述べ、売主の行なうべき補償が問題となつてはゐないが、これが XVI, 11, 2 もよそのものである。しかもしれば XVI, 11, 2 の「い人が欲したるのとなければ (nisi ipse voluerit)」 は如実に示されてゐるのである。細々換えれば、右文言が

右文言が補償の問題に拘わつていた所以につづり、やう少し敷衍するならば次の通りである。XVI. 11. 2 における中心命題は既述のように「彼〔売主〕は取り戻し得ない」であった。買主は売主にたいし目的物の返還を義務づけられないのであつた。しかし他面、これはあくまでも買主が義務を負わなかつたことだけを意味するに過ぎない。別言すれば、売主と買主とは相対づくで争ひの解決を図り、これに基づいて後者が前者に目的物を返還し前者が代金を返却する。これによつて売主は買主から目的物を「取り戻し得る」、すなわち回収し得ることになつたのである。このように見ると、かの「この人が欲したるのでなければ」の「この人が欲したる」とは一見して、右のような相対づくの解決で、買主が目的物を手放す」とがある場合を示すやうである。しかし、ただ単に「これだけの」のため、「われわれ」「この人が欲したるのでなければ」の文言が挿入せられたものとはい難く、むしろ該文言の背後ににあるのは、売主にたいして命じられたところの補償の問題であつたと思われる所以である。

十ハ これが一層明瞭にするために多少とも役立つのは、「土地訴訟」の第一段階の手続を定める XVI. 2. 5 やよひ 2, 6 である。すなわち、原告側証人の陳述によつて敗訴し土地を退去せざるを得なくなつた被告が新たに証人を相手に、「汝は余にたゞ十一ハコムラを賠償せ」且つ汝が偽証によつて奪つたるかの土地を返還する義務を負うべし」(XVI. 2. 5) と訴えを提起した後、証明手続で被告と証人との間に起つた決闘の結果、「もし訴うる者〔被告〕が〔決闘〕勝つたるときは、彼〔訴人〕は〔被扣はたぶ〕」十一ハコムラをもつて賠償すべし、且つかの土

説地を〔被告⁽²⁾〕返還すべし」(XVII, 2, 6) ふれねたいのである。

いふが、いの XVII, 2, 6 が趣旨、「しかばへ、もし彼〔証人〕が〔決闘に勝ちたる被告⁽¹⁾〕の土地を与え得れば、」⁽³⁾ サイカの価値あるか否か⁽⁴⁾「の争が事」⁽⁵⁾ 得る範囲の近傍⁽⁶⁾おこり、「被告⁽²⁾」他の土地を「与えるべし」と述べるのである。いの「彼が」の土地を与えて得られぬか⁽⁷⁾ とは世良氏によれば「原告が土地返還を肯んじな⁽⁸⁾ 」⁽⁹⁾やうな場合⁽¹⁰⁾を指した。いの場合には証人は「別の土地をもつて被告に賠償をなさねばならなかつた」。これにたいし、「原告が土地返還を肯んじ」⁽¹¹⁾ とすれば、当然「彼が」の土地を与えて得⁽¹²⁾ る。つまり敗訴証人は被告にその土地を返還し得たのである。しかしなつたし、「原告が土地返還を肯んじ」⁽¹³⁾ るようなことは普通に起こり得た現象であらう。そうとは思われない。けだし原告は、被告が占拠していた土地の返還を求めて訴えを起し⁽¹⁴⁾、六名の宣誓補助者をもつて行なう被告による宣誓の途を隣人証人の提出によって閉⁽¹⁵⁾、いの証言によつて勝訴し、これにより土地は原告の所有に帰した。にもかかわらず、再度当該土地をめぐり被告と原告側証人との間に新たな争いが起こり、結果被告が勝訴したから⁽¹⁶⁾、それで原告が当該土地を被告に返還するが如あは、通常到底考えられない」とだからである。」の意味では、XVII, 2, 6 が「もし語つる者が勝つたるか⁽¹⁷⁾、彼〔証人〕はかの土地を返還すべし」と規定するといふは、殆んど現実的な意味を有さなかつたものと想われるを得ないのである。これにたいし、むしろ現実的な意味を持つものが既述⁽¹⁸⁾、証人が被告にたいして証人自身所有の他の土地をもつて行なうといふの補償の方な⁽¹⁹⁾ のである。

やうりいじ、XVI, 11, 2 の問題に立ち返れど、「いの人が欲したるのになれば」における「いの人が欲したる」⁽²⁰⁾ いは、相の意⁽²¹⁾ いは、「原告が土地返還を肯んじ」「彼〔証人〕おのの土地を与え得」の場合は想測され、特別

の場合を意味するのではないであろうか。とすれば「この人が欲したる」ときが特別の場合であれば、逆に「この人が欲したるのではな」いときは、普通の場合を指すものとなる。要するに、XVI, 11, 2 が「この人が欲したるのでなければ」と述べるとき、ここに前提となっているのはまさにこの普通の場合⁽¹⁵⁾であり、しかもこの場合こそ本当に現実的な意味を持ち得たものなのであった。すなわち、「主たる手続」で「保障」に成功し「第一の手続」に敗れた売主が原告にたいして、「保障」の目的物と「同種の土地または物」をもって行なうところの補償が、この場合⁽¹⁶⁾なのである。

十九 以上、レーカス・バニワリオールムの「保障手続」においては、目的物が動産であれ不動産であれ、売主が「主たる手続」で「保障」の手続に成功したるときは、彼がたとえ「第二の手続」で敗訴しても、原告にたいする補償は起ころるもの、基本的には（すなわち、買主自らが目的物の放棄を「欲したるのでなければ」）買主の目的物所有権は不動のものとなつたのである。⁽¹⁷⁾これについて右述十七・十八で行なつて來た諸考案の多くは今日のところ、憶測の域を出でず詳細は他日を期さなくてはならぬが、問題の解明に多少とも役立つものがあるとすれば、幸いである。

二十 右述本稿が、「第二の手続」の法的効果に関して動産と不動産との間に差違を認めず、この意味で「保障手続」を統一的に理解しようとしたわけは、「保障手続」の法的性格をできるかぎり正しく捉えることにあるが、他方それはまた、「保障手続」の対象となつてゐる目的物の概念そのものにも由来するのである。そこで以下では、この点を指摘しておきたく思う。

さて、これを指摘するのに、差し当つて次の問題から始めるのが便宜である。すなわち動産の「保障手続」と不動産の「保障手続」との間の歴史的連関をめぐる問題である。これを見るに、例えばP・ロンドンによれば、「保障手続」

は元來不動産に固有の手続で、それが始めて、L. Bai. XVI, 11 など[1]を通して動産訴訟の上にも拡がつたものである。^(註)これにたいし、ブルンナーフォン・シュヴェリーンは、バイエルン法の第三者による追奪をめぐる手続は不動産訴訟の場合は「動産訴訟において行なわれた保障手続」と類似の形態をとつて展開したと述べる。^(註)ここには、「保障手続」は始源的には動産について起つり、それが不動産にも拡大適用されるに至つたものと捉えられている如くである。

以上が、動産の「保障手続」と不動産のそれとの間の史的連関をめぐる見解の一斑であるが、右ロンドン、ブルンナーフォン・シュヴェリーンにかぎらず、「保障手続」が本来動産と不動産とのいすれにおいて成立したとするにせよ、一般に未だこの点についての論証は行なわれておらず、しかもこの問題はここ当面は説明の極めて困難な領域に属する問題のようである。これはともかく、われわれにとってここで問題なのは次のことである。すなわち、「保障手続」が本来動産（あるいは不動産）に固有の手続であり、これがやがて不動産（あるいは動産）の手続にも拡大せられたとする見解に窺えるように、目的物を更に動産と不動産とに分け、しかも両者を対立的に捉えることが、少なくともレーケス・バニワリオールムにおける「保障手続」の対象となる目的物の概念の正しい理解に繋がるであろうかが、これである。

1)の問題を考えるのに最初に参考となるのは、XVI. 15 であり、これは次のように述べる。「人が売りあるいは買いたるものば、いかなる種類のものたりとも (quascumque res) やべて、あらしは証書によりあるればこれを證明し得る証人により、確認せらるべ」 (sunt firmata)。」これは、後日争いが生ぜざらんがために、奴隸につき、土地、家屋あるいは森林につき「行なわるるもの」である^(註)。1)に知られる「firmare」は既述の通り直接「保障」の手続と

は拘わりはない。しかし「保障」の手続と全く無関係なものというのではない。何となれば、*<firmare>*——の主体が売主であるか第三者であるかを問はず——の意義をひらく保証 (Sicherstellung, Bekräftigung, Bestätigung, Verstiftung) に求めるとするれば、証書の提示も証人の陳述も、いって「保障」の手續やべくして、この保証のひとつのをなすものであるからである。⁽³³⁾ このうち「保障」が起らるのは、売買自身の有無でなく、売買の目的物にたいする売主の、自由な处分権の存否が争われるときであつて、けだしの場合には、売買の証書や証言は役に立たないからである。

これはともかく、当面重要なのは右箇条の後段部分である。⁽³⁴⁾ これには、土地・森林と奴隸・家屋とは等しく、証書や証言による保証の対象となるものとされていて、これら動産不動産は、XVI. 17. 1 が「自己の世襲財産または何らかの物を (proprium alodium vel quascumque res) 売りたる者について、第三者 (aliter) が〔それを〕買主より奪い取り、自己の財産とせんとするときは」と述べるところの「世襲財産または何らかの物」を構成するものであり、この中にはさらに主要なものとして家畜も含まれたことは、前掲ハニ九年の文書で「世襲財産」のひとつに土地、家屋、奴隸、製粉所などと併んで「家畜」が述べられていたところに知られるである⁽³⁵⁾。このように特に土地、家屋、奴隸、家畜は、証書・証人・「保障」を手段とした、売買をめぐる保証の際の重要な目的物であった。しかもこれらたちで家屋、奴隸、家畜は、これが様々の法取引で土地と一緒に処分の対象となっていたところから見ると、土地に結び附き⁽³⁶⁾、土地と共に全体として売主のひとつの財産を構成するものと観念させていたと思われるのである。これにたいし、XVI. 11. 1 や、奴隸の外に「保障」の目的物となっていた装身具・道具などの動産 (relicua ornamenta) は、右の如き、土地と比較的容易に結び附いたところの家屋、奴隸、家畜とは異なつて、別個の財産をなすものと捉えられる如くである。

これは、かつて久保正輔氏が古ゲルマン人の所有財産につき通説にしたがい、「土地・奴隸・家畜・耕作用具などの家の經營資財 (Wirtschaftsgut)」=「家産」と「武器・衣服・装身具などの個人的使用に供せられる物」=「特有産」とを区別せられ、そしてこれがフランク時代に入って、前者も後者と「同じく各家族員の単独所有に屬す」に至つたが、なおもそれぞれにたいする所有権は「多少その性質を異にしたかのやうに思はれる」と指摘せられた所以のものである。しかし他面で「保障手続」の目的物としての装身具・装具などの動産は、既述の如く売主の供給する材料から売主の所有する奴隸・職人の手によつて製作せられ、こうしてそれらが売主の所有財産（材料・奴隸・職人）から生まれ売主の特有財産に含まれた点に注目するとすれば、右の形態で生産された製造品は、土地、家屋、奴隸、家畜と共に、再び全体として売主所有にかかるひとつの財産を構成したものと見ることができよう。

このようない動産不動産を売主のものとのひとつつの特有財産たらしめていた契機は、最後に、それらを取得した方法にあつた。すなわち売主は、それらを、既述のように特殊の場合を除いて⁽²¹⁾、第三者から譲り受ける承継取得によつてでなく、専ら原始取得と父祖の遺産の承継とによつて取得し所有していたのである。このようにレークス・パニワリオールムで「保障手続」の対象となつた三種類の財産、（イ）土地・森林、（ロ）家屋・奴隸・家畜、（ハ）装身具・道具などの製造品、は、売主が原始取得と遺産承継とによつて得たものであつた。⁽²²⁾「保障手続」の目的物たるの意義は、これら動産不動産がまさにこの取得方法によつて獲得せられたものであつたことにあり、目的物がこの範囲のものであるかぎり、それが果たして動産であつたか不動産であつたかは、「保障手続」の法的構造にとって本質的意義を有さなかつたものといえるのである。

(13) Schelling (前註 (2) 参照) が、この訴えを「原告が被告にたいして行なつた次ののような宣誓批難を意味するもの」といふ。すなはち原告は、「保障」をなすと/or 被告の権利の防衛を行なつたのである (前註 (3) 参照)。しかるにこれは宣誓の形態をもつて行なわれるのである。ところが、原告が「これと批難を加えられによって原告なりのようだ」の如きを意味する場合には原告・原告間の決闘でもつて決着がつくられるのである (S. 67 (Ann. 25))。既述の如く Schelling がトルナーニしたが、宣誓批難者は、宣誓者が宣誓をなすは前に宣誓批難を行なう、これによつて宣誓者による宣誓の途を閉ざしたものである (Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, II, S. 431 (Ann. 57); Schelling, a. a. O., S. 62 (Ann. 13), なお、宣誓批難には、林屋礼二「民事訴訟の歴史」(『判例』四十四年四月号) 10頁註 (42) 該当本文以下参照)。しかし、このような宣誓批難を XVII, 17, 4 に見るのである。しかるに其解せば、たゞ XIX, 17, 4 のことであつたが、後述の如く (註 (2) 許諾本交換証)、「主たる手帳」の譲取手續ではなく、「主たる手帳」と独立の新たな手帳 (〔第116 手続〕) やあつたと回答せよ」XVII, 17, 4 では原告が「不正に汝は保障をなしだら (firmasti)」と發ぐて、「不正に汝は保障をなさんべや (firmabis)」させぬぐや、すなはち XVII, 17, 4 における原告の主張は、既に行なわれた「保障」にたいして異議がなされたりしないに注意を払わねばならないのである。

(14) Siegel と Quizmann との訴えを「中間訴訟」(Zwischenklage) とする。それが何ぞ、りれば、訴訟の進行中の任意の時点で提起され得、しかも証明手続が必然的 (Kampfordal やあつたものである (Siegel, a. a. O., S. 129, Nr. 5; A. Quizmann, Die älteste Rechtsverfassung der Baiwaren, 1886, S. 349 mit Ann. 2)°

(15) 後掲十六参照。

(16) 但し動産は、債務金額は動産の価値によつて異なつたであつた。奴隸は、レント-リース契約の賃借金を超過する額のレント (XIII, 9) が認められる (つまり誰かが、他人の奴隸を逃亡に使嗾し、しかして彼を境界を越えて、すなはちマルクを越えて連れ去つたるときは、十一ハラムタバがもつて賃借すべく、且つその奴隸を連れ戻ねばく)。なお、女奴隸のときは二回ハリムラバをもつて賃借せねばならなかつた)。また動産の中で、十ハラムタバの価値の物品 (umentum)、家畜 (pe-

cora」+「ハニカムの標榜の馬」(equum) や奴隸 (mancipium) が存つたりと/or IX, 3 及 IX, 9 を參照。〔¹⁵〕 XII, 17, 3 「¹⁵」 原始の奴へ、アヤ虎柱だ。特定の木柱を留めたり壇を設け・樹木の一部を「右手」や「左」(cum dextera manu)】 言出立て敷く、リボンやヒトチ地・森林をめぐら「保謹」の手縛が施す。次に「彼は「左」(cum sinistra)】 特定の木柱を留めたり原野に立たせ、マウス等を捕りしるし、虎柱・原始裁判権行契約が締結された。いおひたゞ Schelling は、「保謹」の手縛が Übergabe des Traditionssymbols す。判決は「左」(cum sinistra) で「保謹」の手縛が Übergabe des Traditionssymbols す。かくして「左」(cum sinistra) がは標榜履行契約を締結したのである。「保謹」の出現が形成されるやうだ。

〔¹⁶〕 「ハニカムの標榜やアヤ虎柱の人ば、總〔監視〕の達入たるべ」、しかばんハニカムの財物を有す、或ハ画地の禁地・虎柱等の神などく。(Ille homo qui hoc testificare voluerit, connarecanus eius debet esse et debet habere VI solidorum pecuniam et similem agrum)】 (XII, 2, 3)^o Vgl. H. Brunner, Die Entstehung der Schwurgerichte, 1872, S. 66, Ann. 3.

〔¹⁷〕 ◀Tunc ille defensor, si sperat, quod iustitia de illo agro suo fuisse... dicat ad illum testem: Mendacium iurasti contra me... et componere debes cum XII sold. et illam terram redere, quam mendaciter abstulisti▶ (XII, 2, 5).

(¹⁸) Vgl. H. Brunner, a. a. O., S. 58 (eine kampfbedürftige Meineids- und Ersatzklage).

(¹⁹) ◀sponde nihil pugnam duorum et manifestet Deus, si mendacium an veritatem iurasti, contra me▶ (XII, 2, 5).

(²⁰) Schröder-v. Künßberg, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 7. Aufl., 1932, S. 399 (Ann. 58); Brunner-

v. Schwerin, a. a. O., S. 559, Ann. 107.

(²¹) ▶標榜 (22) 神祇。

(註) Vgl. H. Zeller, Über Zeugen und Eidshelfer im deutschen Recht, 1898, S. 29 (Ann. 102) (Meineidsbusse); K. Cosack, Die Eidshelfer des Beklagten nach ältestem deutschem Recht, 1885, S. 66 (Ann. 30).

(註) Vgl. Schröder-v. Künnberg, a. a. O., S. 399, Ann. 57 (Die Meineidklage war stets zugleich Ersatzklage hinsichtlich des durch den Meineid verlorenen früheren Prozesses).

(註) Concilium Neuchingense (772), c. 6 ◀Reus vero contra dicit: 'Nec hoc abstuli nec componere debeo'▶ ~

(註) リシテルト総裁が「他の事で直ちに行なはねばならぬる」、アーネスト大司教は「総裁の選挙」、「マリヌス大司教は「

ムーラン」がある。セザンヌ総裁 (cf. XII, 17, 3) リシテルトは「大司教の選挙」。

(註) ルーベルト・カーティスはホーネル・カーティスと並んで「総裁選」を確立した人物 (Brunner-v. Schwerin,

a. a. O., S. 543 (Ann. 22))。総裁選は人民の選出によるもの (◀hoc in praesente populo fiat▶ (XII, 2, 5)

(Vgl. F. Gutmann, Die soziale Gliederung der Bayern zur Zeit des Volksrechtes, 1906, S. 2 (Ann. 7))。

(註) I, Bai. IX, 2, 4; IX, 3; X, 4, 3; XII, 8, 2; XII, 9 (Vgl. Siegel, a. a. O., S. 208-9; Brunner-v. Schwerin, a.

a. O., S. 507 (Ann. 51)).

(註) Quitzmann, a. a. O., S. 169 (Ann. 1).

(註) リシテルト総裁「レクシオン」 Lex Frisionum XIV, 5 に「ille autem, si hoc sacramentum negare velit, iuret et contra ipsum cum armis suis in campum procedat」(レクシオン) とある。

(註) Vgl. H. Zeller, a. a. O., S. 29 (Ann. 107).

(註) Vgl. W. Schelling, a. a. O., S. 62 (Ann. 12); London, a. a. O., S. 427-9 (Ann. 10, 11).

(註) ルーベルト・カーティス「総裁の選出が論じる所は、マリヌス大司教の御遺言」、マリヌス大司教「

ヤナカルダが置く所の正門を防衛する」(defendat se cum campone suo, si recite iuravit, hoc est pugna duorum)】と

ねえい、法理学のやがて西國みだりにうるさくおもひ。

- (2) Vgl. Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 523 (Anm. 71). ハツル・シードルトーネイゼル、11世紀の撒名宣誓
聖母神 (sacramentales nominati) (I, 6, 6) (聖母 聖母神、17世紀 (82)) は「聖母神の憲法」、十一世紀に開
催が御開「聖金海賊」(Volleid) である。

(3) 官署補助者の役職は、締結当事者の立場を制御するものであつて、補助者の立場は、締結当事者のむなう立場が立場でな
どを論取トスル。レバテキウムの締結問題などは (Zeller, a. a. O., S. 11)。

(4) Mittel-Lieberich, Deutsche Rechtsgeschichte, 15. Aufl., 1978, S. 38; A. Gál, Der Zweikampf im fränkischen
Prozeß, ZRG, G. A. 28 (1907), S. 267 (Anm. 2). レバテキウム Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 507 (Kampf-
klage = eine antizipierte Eideschelte).

(5) 法理 (2) (3) である裁判長裁判。

(6) ルセダリエトセ監督トシハトーベルヒヘレラレ。Nach Lex Baiuw. [XVI, 17] erhebt der Kläger gegen
den firmierenden Gewährsmann den Klagewurf (Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, II, S. 517, Anm. 26).

(7) 「十戒説」の第一戒律の申説アヘーリスの説教アヘーリス、トスハトーベルヒヘレラレハが本の最も先
づく。Wollte der Gegner einen Zeugen des Meineids überführen, so konnte er dies erst nach be-
endigtem Verfahren und ohne sich dadurch von der Erfüllung des Urteils zu befreien (Brunner, Zeugen- und
Inquisitionsbeweis der karolingischen Zeit, in: Forschungen, 1894, S. 100 mit Anm. 1). (e) Sind die Zeugen
geschworen, so kann das Beweisergebnis für die schwebende Streitsache nicht mehr angefochten werden. Doch
mag der Sachkläger nachträglich gegen die Zeugen eine Meineids- und Ersatzklage erheben (Brunner-v. Schwei-
rin, a. a. O., S. 579 mit Anm. 264).

(8) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 670-1 mit Anm. 123.

レーカス・バエワリホールムにおける「保障手続」(二・完)(若曾根)

(²¹) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 679 mit Ann. 34.

(²²) Th. Bitterauf (hrsg.), a. a. O., Nr. 579, S. 495-6. Vgl. R. Hübner, Gerichtsurkunden der fränkischen Zeit,

I., ZRG, G. A. 12(1891), S. 46 (Nr. 260) (ヨーロッパの中古法の歴史).

(²³) ◀…talem proprium quod habuerunt ad Allingas, hoc est casam cum aliis aedificiis infra curie et mancipientia sex, viros tres et feminas tres in iuventute permanentes et peccora XII et iurnales XC, de pratis carradas XL mo-

linam I et alias colonias IV cum casis et curtis et curtilinis cum terra cum pratis…▶

(²⁴) ◀Et hanc ipsam traditionem ad ipsa casa dei firmare et stabilire non potuit, sed iterum de manu supra nominati advocati illam traditionem suscepit et Chonrado dimisit in proprium▶

(²⁵) ◀Anzo missus domini regis iussit Alprico legaliter iustitiam facere episcopo et advocate eius pro eo quod illam traditionem ad ipsa casa dei firmare nequivera.▶

(²⁶) ノロギニスレ・モロガの見解は外の見解を始めとして、アーヴィング、出ゼイ方や、威治の見解は不動産法の見解を基礎にしたものが通説に依拠する。(福島(49))が、他方で次のようないわゆる「甲・乙」が保障を行った後に強制執行にならざる〔原告〕に敗れた場合(〔第十六章〕第十七条第四・五項)でも「N〔強制執行〕せ因物を因に強制するを無するかある」が、「第十長章」第十一条第一項の解釈は問題とするべきである。

誤りしたがベツルダ「契約する風な」(主張、強制執行)の(マ)。

(²⁷) ノロギニスレ・モロガは「契約するが如く XVI, 11, 2 の金をもつて不動産をあるもの箇条も既に Quitzmann の所論や A. a. O., S. 327 mit Ann. 2)。モロギニスレ・モロガは強制はだれおこなうだらう、被る XVI, 11, 2 これがた無形の強制者(25)の見解(後註(25) 諸説本文参照)へ轉ずるにあらざる。

(²⁸) 原文は前註(25)参照。

(²⁹) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 671 (Ann. 123); Aber auch im Falle unrechtmäßiger firmatio. d. h. wenn der

Gewährsmann im Streite mit dem Kläger unterliegt, brachte der Käufer die Sache nicht an den Eigentümer herauszugeben.

(註) いきまつる K. Beyerle は「K. A. Eckhardt も「贈与の成立する条件」と云ふ。 Wenn er aber die Stiftung vollzogen hat, kann er vom Gegner eine Sache nur noch mit dessen freien Willen zurückziehen oder wenn sein Kämpfer, falls er Klage erhebt, gesiegt hat (K. Beyerle, Lex Bauvariorum, 1926, S.158); Wenn er aber stiftigt, kann man sie dem, dem er stiftigte, außer wenn er selbst will, nur entreiben, wenn der Kämpfer des Klägers siegt (K. A. Eckhardt, Germanenrechte, 2—II, 1934, S. 159).

(註) いきまつる K. Beyerle は「贈与の成立する条件」 (Merkel, a. a. O., S. 112-3)^o [Es kann nicht mehr aus der Stellen in L. Baiwar. XVI, 11, 2 entnommen werden,] als daß der Veräußerer, welcher die Firmation vollzogen hat, aber dem Evincenten gegenüber schuldig wird, die bereits veräußerte Sache vom Erwerber nicht mehr zurückfordern kann.

(註) H. Meyer, Entwerfung und Eigentum, a. a. O., S. 40f. いきまつる は「贈与の成立する条件」

(註) いきまつる K. Beyerle は「贈与の成立する条件」と云ふ。 Es war also der Autor, nicht der beklagte Besitzer, der das Gut dem Kläger restituierter [nachdem er es von dem Beklagten zurückgehalten hatte]. (Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 679, Ann. 34) [] は「贈与の成立する条件」

(註) Schelling, a. a. O., S. 67 (Ann. 26) いきまつる。

(註) Vgl. A. Schultze, Gerüste und Marktkauf, a. a. O., S. 7 (Ann. 14).

(註) いきまつる XVI, 12 は「res alterius」と云ふ (res alterius) が「res」 (res) と云ふ。 いきまつる は「res」

「ルニカースマドヌ」樂比 „res“ の動産・不動産を辨証するに於ける Schelling, a. a. O., S. 46 (Ann. 3) 論述。

(註) 前註 (註) (註) 條註

(註) *Si vincerit ille qui querit, conponat cum illi sold. et illam terram reddat* (XII, 2, 6)

(註) *et illam terram non potuerit donare, aliam in proximo quantum iactus est de secure saiga valente* (XII, 2, 6)

(註) 申設‘前掲註’(註) 註註 (註)

(註) Siegel, a. a. O., S. 195 (Ann. 5) eine Ersatzverbindlichkeit [der Zeugen]. いまだ Quitzmann, a. a. O., S. 356-7 も‘被控 (Vindican) が証言に勝てぬ時は、被証控人や原告は、訴の本來の證拠をもつて開陳せねばならぬから’とある。

(註) Vgl. Zeller, a. a. O., S. 32 (一方当事者の差し出す Zeugenbeweis も、他方当事者提起の Beweis mit Eideshelfer とする無条件に優先した)。

(註) 次のやうな事情は、いのちを理解するのに一助となるにあらうか“すたね” XII, 2, 6 も‘前註 (註) 前掲の規定並統合して、敗訴証人が近傍に土地を有しない場合、また、近傍における土地を置くことが不可能な場合に、近傍以外の場所や補償地を取得せねばならぬ際の詳細な手続を定むべし」とある。

(註) Vgl. Meyer, a. a. O., S. 40 (Ann. 12) (Die Sache selbst aber kann er [=Veräußerer] nicht herausgeben, da er sie nicht besitzt).

(註) Siegel a. a. O., S. 263 (Von dem Ausgange dieses neuen Streites hängt die Frage der Entschädigung, und nur diese ab).

(註) ルニカースマドヌが、トランナー＝トホヘ・シカウラーが「保障手続」による土地の取扱いの所式である。トランナーア・ルニカースマドヌは確かに特定の場合に所有権訴訟を認めたが、「トホヘ」の〔訴訟の〕效果は新しく (in einsch-

98); Brunner-v. Schwerin, in: n. O., S. 670 (Anm. 12)). 例 H. G. Geugler, Glossar zu den germanischen Rechtsdenkmälern, 1875, p. 821—2 (firmare) 保証^ム。

(35) 領主 Schelling シルケルングスヘルン^ム Schelling は firmare = „gewährleisten“ 保証^ム しるす^ム surion (XVI, 12; cf. XVI, 17, 1) は Schwire = Pfahl と譯すか保証^ム (Vgl. F. Kluge, Etymologisches Wörterbuch der deutschen Sprache, 20. Aufl., 1907, p. 695), „festmachen“ (Kluge: festföhren, bestätigen) 保証^ムする^ム (a. a. O., S. 61 (Anm. 17)) は次説 XVI, 15 (第45 XVI, 2) が <firmare> 保証^ム „bestätigen“, „festmachen“ 保証^ムする^ム が <firmare> 保証^ム <stabilire> 保証^ム から「堅固^ム」の譯^ム最初の釋意(?) (die erste Tradition) は「堅固^ム (bestätigen)」 ならむいたりやう (a. a. O., S. 65 (Anm. 18))。

(36) 後繼 (35) 諸源本文参照。

(36) いは「其財産おたが同^ムるを (propria alodis vel quacumque res)】 と「同^ムるを」 は「十地^ム」 がたはな^ムたる物だ^ム (Terram' aut quacumque fuerit res)】 (XVI, 17, 1) の場合へは「動産^ム」 がたはな^ムたる (Schelling, n. a. O., S. 53 (Anm. 1))。たゞ IX, 9 説の「一^ムの繼承^ム」 は「繼承^ムたる財産^ム」 あるこせんかたるをひくたゞ リムウバキたゞやれ^ムたゞ外類の【通道】 ふる^ム (aurum argentum iumenta vel pecora aut quacumque res usque sold. X vel amplius) 繙取^ム、いはを詔取^ムしたるをも^ム】 がたはな^ム。これは「quacumque res」 がたはな^ム表現^ム土地^ムの動産^ムを示すのを取^ムうめたるが^ム。いはがたはな^ム。 XVI, 17 が本義^ム十地^ム・森林のみなみ^ム、動産^ムがたはな^ムたる規定^ムを示すたまひだ^ムやうな^ム。

(37) 債權 (35) 債權^ム。

(38) 債權 (35) 債權^ム。

(39) Vgl. Meyer, Entwerfung und Eigentum, S. 37 (Anm. 4); H. Rayner, „Land wahre Hand“ in den Volksreden,

1909, S. 53 (Aun. 123) (四) これが本題ナードレヒトの指摘である。

(210) 久保、前掲書(前註(5))、十六、二六頁。

(211) 前註(94) 参照。

(212) 筆者はこれを既述の如く、壳社の「保證」の文書内容から見たが、Schelling も「保證」による土地取得 (cf. XVII, 2,

1) ふるいに含め (a. a. O., S. 63)。しかしれば原始取得に相当するものとする。

(213) 原告=追奪者が『余の物 (meus)』(XVI, 17, 2) を主張するといひのでは、このよきな取得方法によつて獲得せられたるものやあつたろう。ふやねばの種の目的物は前主=壳主によつても「余の物」であつたわけであり、このよきを見るに、「保證手続」は原告・壳主の両当事者が、所有権者と主張するといひの訴訟の性格を有した如くである。

四

—— 以上「出たる手続」・「第1)の手続」の構造を取つたといひのよねば、シーネス・バーワリオールム第六章第十、十一、十七条における「保證」(«firmare») は、諸見解によつて從来は次の三様の意義が付与された。 (マ) 「古習の伝承の繰返し」(Wiederholung des Tradition-od. Investituiraktes)、(ウ) 「追奪担保義務の履行」(Durchführung der Gewährleistungspflicht)、(ク) 「権利關係に關する担保取扱人の誓約」(Eid des Auctors über die sein Recht an der Sache begründende Tatsache) が、これである。これの一つのむりで、それぞれに理由がある。然らば、相互に決して排他的な關係はあらざるが、むしろ「保證」はいわゆる三様の意義すべてに拘わつたものであるのである。ただ問題は、この三つの相互關係が、おもに十分に整理されて考察されなかつたといひにあ

ゆのやある。

「保管」(L. Bai. XVI, 11, 12, 17) は、古義における XVI, 15 の <firmare> もねさせ I, 1, 2・XVII, 3, 1 の <confirmare> に同様に、かへく „festmachen“・„bestätigen“ (〔保證めらる〕) が、やがて狹義では „gewährleisten“ (〔担保責任を引き受けらる〕) を意味した。つまり売主は、彼が買主に占有を移転した動産不動産について、原告 = 「第二」者 (alter)」(XVI, 17, 1) が眞の権利者と主張しこれを取り戻そうとするときは、担保引受人として買主の権利を防禦する義務を負ったが、このような義務の履行を意味するのが「保障」であった。売主はいの義務を履行するに、まず一旦買主から目的物の返還を受け、次いで再びいの占有を買主に移転する、 neue (neuerliche Traditionshandlung) 换言すれば占有の引渡しを繰返すいわゆりとした。すなわち「占有の引渡しの繰返し」は、売主が担保引受人として果たすべき防禦義務の唯一の履行形態であり、しかもそれは特定の文言を唱え特定の所作を履んで行なうべき法定の儀式 (formalhandlung) であった。売主はこの儀式を通して、第三者が買主から目的物を追奪せんとするふれに、買主の目的物所有権に保証を与えたのである。

この儀式が証明行為 (Beweishandlung) を意味した点に注意を喚起したい。「保障」の手続は「主たる手続」における証明手続を形成したのである。証明主題となつたのは、第一は、目的物および買主の同一性である。すなわち、目的物については、「引渡しの繰返し」の儀式において改めて買主に引き渡される目的物が最初の占有移転 (frühere Traditions handlung) のいわく買主に譲渡されたものに他ならず、次に買主にいわく、『引渡しの繰返し』の儀式を通して改めて目的物の引渡しを受ける買主が最初の占有移転の際に目的物を譲り受けたひとに間違いないことである。以上を次のような土地位をめぐる売主の弁論・「保障」の文書に即して見ると、次の通りである。すなわち売主『然るべ』。

〔その土地を〕余の祖先が所有し、しかして余に世襲財産として遺せり。しかして「目的物は現在は」余が譲渡したる者〔買主〕の手に引き渡されており、かくして「これにつき」余は法律にしたがい保障をなさんと欲す」(XVII, 17, 2) のうちで、『しかし「目的物は現在は」余が譲渡したる者〔買主〕の手に引き渡されており』の部分が、この第一の証明主題に相当したものといえるのである。

しかし証明主題はこれに尽まるのではなく、次に証明主題となつたものの第二は、売主の目的物にたいする处分権能である。売主が最初の占有移転のときに買主に譲渡した目的物は、売主の自由な处分権に服したものであったことである。これは右例 XVI, 17, 2 における、売主の弁論・「保障」の文言から見ると、売主『然らず。〔その土地は〕余の祖先が所有し、しかして余に世襲財産として遺せり』がこの第二の証明主題に属したものといえるのである。ここに『然らず』と売主が述べるものは、原告=追奪者の次のような訴えにたいする主張なのである。すなわち原告『向ふえに汝〔買主〕は余の祖先が以前に所有したる余のもの〔土地〕を〔買主に〕譲渡するを許されたるや』(XVI, 17, 2)。特にこのうちで、目的物は『余の祖先が以前に所有したる余のもの (meus)』と訴える原告にたいする主張なのである。このような売主の主張は動産については既述の如く例えば、売主『〔それは〕余の職人が余自身の材料から作業し且つ〔これを〕製作したり』(XVI, 11, 1)、『その奴隸は、〔大公領の〕境界の外にて大公が軍隊を率いて出陣したるところだ、余がこれを捕えたり』(同)、『余の父は彼〔奴隸〕を遺産として余に遺せり』(XVI, 14, 1)、『余は余家において彼〔奴隸〕を、余の所有する奴隸より生まれたるものとして、育てたり』(同)などにあらわれたものである。動産をめぐるこのような売主の主張も、不動産におけると同じく、目的物は「余のもの」と訴える原告にたいして向けられたものと推測せられるのである。

すなわち、ここにおける証明主題は次のようである。売主が最初の占有移転において買主に引き渡した目的物はすべて、売主が原始取得と父祖の遺産の承継によって（但し奴隸の一部分については大公の贈与によって）取得したという、法定取得原因に基づくものであったことである。そしてこの証明主題こそが、先述第一の証明主題に比較して、「占有の引渡の繰返し」を通して行なう「保障」の手続の中心となるものである。けだし、原告が売主にたいし『何ゆえに汝は、余の祖先が以前に所有したる余のものを譲渡するを許されたるや』と訴え、これにたいし売主が『然らず。余の祖先が所有し、しかして余に世襲財産として遺せり』と主張するとも、ここに争われている問題は、競争目的物がかつて売主によって当該買主に譲渡せられたものかどうかという、当事者間における譲渡行為そのものの存否であるよりはむしろ、売主が本来自由な処分権を持たないにもかかわらず、当該目的物を買主に譲渡したのかどうかといふ、処分者の処分権能の存否であったからである。^(四)

これら二様の証明主題が、買主に向けた売主による「占有の引渡の繰返し」を通して立証されると、これによつて、売主は第三者＝追奪者にたいし自己の目的物所有権の存在を明らかにし得ると同時に、買主は買主で売主の目的物处分権の存在にはつきりとした確信を抱くに至る。この意味で、「引渡の繰返し」という売主による担保義務履行の現象形態には、大きな意義を認めねばならないであろう。

最後に右二様の証明主題がどのような手段を用いて証明されたかを見るに、これが売主による「誓約」(Eidesgelobung)であり、このいふが、「彼が買主に保障をなす」と、すなわち、誓約をなすことを約束する (firmando i'promiserit empori, id est suuiron)」(XVI, 12) と述べられたところに知られるように、「保障」が「誓約」とされてくる所以である。別言すれば、「誓約」が「保障」なのではなく、「誓約」は「保障」の方法なのである。売主の「保障」によ

つて、買主は目的物所有権を確保した。

二二 右のような「保障」を中心とする「保障手続」、なかんずくその「主たる手続」の法的性格を以下で問題としたい。より具体的にいえば、緒言で述べた如く、世良氏指摘の問題、つまり追奪者=原告の買主=被告にたいする訴訟が「いかなる性質のものであるか」なのである。世良氏は、既述の如く原告の訴えがアネフアングの訴えか所有権に基づく返還請求の訴えかをめぐる諸見解を紹介検討されたが、筆者もこれに倣って行きたい。

「保障手続」においては、アネフアングに基づく訴えは殆んど問題にならないであろう。第一に、「保障手続」は動産のみならず不動産にも拘わり、しかも動産と不動産とにおいて「保障手続」の構造・効果には本質的な相違は存しなかつた。これにたゞしアネフアングの訴えは基本的に動産訴訟に用いられたものである。第二に、では動産をめぐる「保障手続」に限つていえば、ここにおける訴えはアネフアングの訴えであろうか。これも否定せねばなるまい。けだし、レークス・バニワリオールムでアネフアングの訴えを規定するとされ^(註) IX, 8, 1 は冒頭「もし誰かが盜人より善意にて〔何物が〕買ったときは、時間の猶予を受けて売主を捜索すべし」と述べる。これは、原告が目的物は所有者ないし保管者から盗まれたものと主張しこれの返還を買主に求めた場合を定めるものであり、この場合買主は捜索によつて発見した売主=前主に当該盗品を引き渡して始めて、盜人の嫌疑を免がれる。これは IX, 8, 2 に「彼〔買主〕が盜人を隠匿せんと欲し、しかして後に、〔盜人が〕発見せられ、彼〔買主〕が〔捜索によつて盜人の発見し得やう」とつき先に宣誓をなしたるにもかかわらず、盜人隠匿によつて偽誓したことが明らかになりたるとすれば、それがゆえに、彼はかの盜人の如く処罰せらるべ」と述べられたといふより分かる。すなわちいでは、買主は原告によつて盗品と主張せられたものを売主に引き渡さうとはしなかつたがゆえに、盜人と見なされたのである。

「これを要するに」、アネファンクの訴えは盗品恢復手続であり、被告＝買主は盜人として処罰される」とのなによつて、原告が盗品と主張するところのものを一刻も早く放棄しこれを前主＝売主に引き渡さざるを得なかつた。いにしへは、盗品と主張された目的物をそのままいつまでも占有することが、占有者＝買主の盜入たるを推定せしめるとする思想が表明されてゐる。競争目的物を所持するといふもののか、Verdachtsmoment des Diebstahls が発生したのである。⁽³³⁾これにたいし、「保障」の手続においては買主が目的物を放棄するといふのか、逆に、目的物の買主にたいする最初の占有移転が売主によつて改めて買主に向かい繰り返されてゐる。買主は確かに一旦は前権利者＝売主に目的物を引き渡し、「保障」をなそうとする売主は買主からこれを受け取るが、しかし彼はこれを更に彼自身の前主に引き渡すことはせずに、再び買主に譲渡してしまうのである。この譲渡によつて買主の目的物所有権は不動のものとなる。このような「保障」の手続にあらわれた思想は、かのアネファンクの訴えに見られる思想とはよほど異なるものといわれるを得ないものなのである。

ただここで右述(111)との関連で注意すべきは、アネファンクの訴えにおける目的物の前主への引渡と「保障」の手続に見られる「占有の引渡の繰返し」とは確かに基本思想のうえでこのように大きく異なり、両者の法的効果は正反対に作用したもの、他面法的性格の上では両者の性質は同じであり、いずれも証明行為であったのである。アネファンクの訴訟において買主が盗品の疑いのある目的物を売主に引き渡し、これを放棄するのは、彼自身が盜人の嫌疑を避け「これを売主に隠蔽せんがための」わけ *leibliche Beweisung* を意味⁽³⁴⁾、マントルのようだ、競争目的物を占有移転する中で *leibliche Beweisung* が存したとするならば、「保障」のもの法的性格はこの *leibliche Beweisung* にあひださんるのである。すなわち、売主＝前主は一度目的物を買主から受け取り、「引渡の繰返し」

を通して再度買主に目的物の占有を譲渡する」など、彼は、当該目的物につき本来的に自由な処分権を有した趣旨の *leibliche Beweisung* を果たしたのである。

やむに第三に、「保障手続」がアネフ・ハンクの訴訟に拘わりを有しない点について、XVI. 12 後段が参照される。XVI. 12 の前段は既述の如く、動産不動産について「保障」の約束に違背し「保障」をなむか、あることは「保障」をなすもいれが法定の「保障」でなかった場合に、売主に課せられるべき制裁を規定するが、注目すべきは後段に「保障」の手続に失敗した売主にたいする」の制裁の根据として、「ただし、他人の物 (res alterius) を譲渡する」といはば、屢々いれより争いが生ずるがゆえに、極めて非難せらるぬべからざるならばなり」と述べられたものである。この箇所は(3)トランナーが「保障手続」をアネフ・ハンクの訴訟と見なした當時の通説にたいして、注意を喚起したのである。すなわち、XVI. 12 後段における「他人の物」が「売主の窃取した物」だむしたならば、XVI. 12 後段自体が殆んど無意味な (absurd) 規定となってしまつてゐる。

やなわちブルンナーは、右箇条を論掲のうとに「保障手続」を所有権に基づく訴訟と見たのであるが、この点については世良氏が彼の所論を次のように簡明に紹介せられたのを参考しておこう。「保障手続」に見られる原告の買主にたいする「訴を盜訴訟と解すれば、右の 1 文 [= XVI. 12 後段] は全く明白のことと述べて居るにすぎない」とになり、従つてこの訴は盜訴訟 (アネフ・ハンクの論) みな性質を異にするもの認められねばならぬ」⁽³⁾。因みに世良氏は後述の如く、「保障手続」を所有権に基づく訴訟としたブルンナーの見解には批判的なのであるが、ブルンナーが XVI. 12 後段を自説の論拠とした点は特に論評は加えられなかつた。

筆者はブルンナーの所論に基本的には賛成なのであるが、ただ、彼が XVI. 12 後段という「他人の物」を單に「売

主が窃取した物」と限定的に解釈したのは疑問に思う。というのは、H・マイア―が指摘するように、売主(すなわち買主の直接の前主)が他によつて窃取された目的物を盗品と知りあるいは知らずに買主に譲渡する如き場合も、盗品が問題となつておれば依然「非難せらるるべき」とに含まれるからである。但しマイア―は、XVI, 12 後段の「他人の物」に右述の場合を含めて考へることで、該後段はおよそ盗品をめぐる訴訟(アネファンクの訴訟)の「根拠」(Fundament)とはならないものとして、ブルンナーの「所有権訴訟」説を批判するわけであるが、この点は疑問である。けだし、売主=前主が他から窃取された目的物を譲渡する場合を XVI, 12 後段の「他人の物」の譲渡に含めても、原告によつて目的物が盗品の疑いあるものと主張されている限りでは、ここにアネファンクの訴訟が提起され得ることに何ら変わりはないからである。

以上によつて「保障手続」がアネファンクの手続に属さない」とがほぼ明らかとなつたと思われるが、問題を一層厳密にしておくために、最後に両手続の相違に關するファン・シニヴァニリーンの見解にられておきたい。売主が「主たる手続」で追奪者にたいし「保障」に成功するときは、「保障」はこれにより endgültig な効果をもたらし、買主の目的物所有権は definitiv なものとなつた。しかもこれは、「第一の手続」でたとえ原告が売主の「保障」の偽証たるの証明に成功しようとも、これによつて売主の原告にたいする補償義務の問題は生ずるもの、何ら変わりはない、買主は目的物返還義務を負わない。「このようなことは」——とファン・シニヴァニリーンは強調する——「アネファンクの手続をもつてしては不可能である。これが可能であるのは、ただ保障(firmatio)からのみ説明のできることなのである」。以上ファン・シニヴァニリーンの所論は、世良氏がマルケルにたいするH・マイア―の見解として次の如く紹介するところとほぼ同趣旨のものである。「一般的のアネファンクの訴の場合には、甲〔売主〕が訴訟を引き

受けたとき、丙〔原告〕は乙〔買主〕の手から目的物を取り戻し得るのに、甲が保障した場合には、たゞへ証拠手続において甲が敗れても丙は目的物を取り戻し得ない」⁽²⁾ というものである。

ここには、売主が買主に代わって訴訟を引き受け敗訴したとき原告はアネファンクの手続の場合には買主から目的物を取り戻し得たのに反し、「保障手続」においてはこれを復し得なかつたものとされてゐる。こうしてアネファンクの手続と「保障手続」とは売主が訴訟を引き受け、しかも敗れたときの法的効果つまり目的物の帰属の点で、一見対照的な手続であるかの印象を受ける。そしてこのことに、フォン・シュヴィリーンは「保障手続」とアネファンク手続との間における最大の相違を求めようとした。しかしこの見解は本当は正しくない。それは次のようにある。

アネファンクの手続で買主に代わって売主が「訴訟を引き受け敗れた」ときとはどのよろなどきかを見るに、それは売主が自ら目的物につき自己の前主を差し出し得ず、または、彼が目的物につきこれの相続による取得・原始取得を證明し得なかつた場合である。このうち、売主=前主が本来目的物の相続に基づく取得あるいは原始取得を援用し得たかどうかは屢々争われる問題であり、ここでは立ち入る術はないが、最も原始的ないし基本的な援用方法とは売主が自己の前主を引き合いに出すことにあつた点は、問題はなかろう。これはともかく、重要なのは、売主が「訴訟を引き受け敗れた」ときとは彼が訴訟に加わるもの、彼自身前主を差し出し得ず(あるいは事情によつては目的物の相続による取得・原始取得を證明し得ず)、これによつて自己の盜人たるの嫌疑を晴らし得なかつた場合であつた。とするならば、アネファンクの手続において売主が「訴訟を引き受け敗れた」ときとはまさしく「保障手続」で売主が「保障」の約束に違背し「保障」をなさず、また「保障」が適法な「保障」となり得ず、こうして結局彼が「保障」の手続に敗れた場合に相当した。しかも売主がこのように「保障」に失敗したときは、XVI. 12 前段が述べるよ

うに原告は目的物を取り戻し得たが、これは、アネフアンダの手続において売主が「訴訟を引き受けて敗れた」場合に、目的物が原告に復帰したのと全く同じ趣旨のものなのである。

このように見てくれば、アネフアンダの手続で売主が「訴訟を引き受けて敗れた」ときとは、「保障手続」でいえば売主が「保障した」にもかかわらず「証拠手続に……敗れて」しまったとき(世良氏)ではなく、右の如く売主がおよそ適法な「保障」に失敗した場合であったのがわかる。この意味で、アネフアンダの手続と「保障手続」との相違を、売主が敗訴したときに原告が目的物を取り戻し得たかどうかに見るのは、正しくないのである。すなわち、原告が目的物を取り戻し得るのは、アネフアンダの手続と「保障手続」とのいずれでも、売主が法定の方法を用いて買主の権利の防禦をなし得なかつた(アネフアンダの手続では売主自身前主を援用し得ず、「保障手続」では売主が「保障」をなし得なかつた)ときであり、これにたいし、原告が取り戻し得ないのは両手続のいずれでも、売主が適法の手段に基づき買主の権利を防禦し得た(売主自身前主を引き合いに出し得、また「保障」に成功した)ときであつたのである。

右から直ぐ分かるように、「保障」をめぐってフォン・シニヴニーリーン(そしてこの点では世良氏もこれに加えてよいであろう)と、筆者との間における大きな相違は、次のようにある。右述の世良氏の言葉を借りれば、売主が「保障した」にもかかわらず「証拠手続において……敗れて」しまった場合に、いつたい、売主は「保障」に成功したと見るべきか失敗したと考えるべきかである。筆者はこのような場合(すなわち、売主が「第二の手続」に敗訴した場合)でも、売主が「保障」そのものには成功したものと捉えたことは本論に詳述した通りである。このように、売主が「主たる手続」で「保障」をなし、この「保障」をめぐり「第二の手続」で原告に敗れても、彼は「保障」そのものには成功したのであり、これによって買主は返還義務を負わなかつた。では、このような構造の手続に相当するものが、アネ

ファンクの手続の中に存するであろうか。現在までのアネファンクの手続研究では管見的眼り、これは否定せねばならない。⁽³⁾ この意味では、売主がたとえ「第二の手続」で敗訴しても買主が目的物の返還を義務づけられなかつたのは、まさに、「ただ保障からのみ説明のできる」と(フォン・シュヴァーリン)といえるのである。

こうして結局「保障手続」がアネファンクの手続と異なつた決定的な点は、それが盜品復元手続であつたか否かにあつた。アネファンクの手続は周知の如く、本来、担保引受人(追奪担保義務者)の系列を通り、最後にもは前主を差し出し得ぬ担保引受人を盜人として处罚しようとした。原告は、このような盜人たる当該担保引受人の手から始めて盜品を取り戻し得たからである。「保障手続」においては、適法な「保障」をなし得ずこれがゆえに買主の権利を防禦し得なかつた売主は、しかし盜人として处罚されることはなかつた。これは XVII. 12 前段から明らかである。ここには「保障」に失敗した売主は、買主にたいして第一に代金の返却、第二に売主が「保障をなすことを約束したると同種の土地または物」の賠償の義務を負つたが、これは、売主が買主・売主間に「取り決められたもの (constitutum) を破りたる」ことに由來し、これにたいし窃盜賠罪金 (Diebstahlshube) に処せられるが如きは一切問題となつていないのである。

二二三 次に「保障手続」を所有権に基づく目的物返還請求訴訟と捉える見解を見るに、ここで特に注目すべきはブルンナーの所論である。彼は、動産の「保障手続」で原告が買主にたいし起こした訴訟を所有権に基づく目的物返還請求訴訟と見て、しかもここに西ゴート法典の影響を推測しようとする。ブルンナーの校訂者フォン・シュヴァーリンもほぼ同様であった。すなわちこれを世良氏の言葉を借用し紹介すれば、「Cod. Euric. 289, L. Visigoth. V. 4; 8 には所有権に基く返還請求の訴がアネファンクの訴とは別に規定されているが、これが本〔バイエルン部族〕法典に

継承されたものと解れども⁽³³⁾ ふるわせやあ。因みに西ヨーロッパ法典におけるアネフ・タンクの話は「ブルンナー=ヘ

*ハ・シヨカ・ヒー・ヒ・ム・ボザ Cod. Euric. 280. L. Visigoth. V. 5. 3 (Antiqua), VII. 2. 8 (Recessvindus).

XI. 3. 1 (Antiqua) 之知ひれるものである⁽³⁴⁾。

ヒリウムや右のよんだブルンナーニュウト・シヨカ・ヒー・ヒの見解にたゞこゝだ。世良氏は次のようす批判を加へられたのである。「西ヨーロッパ法典の上掲の規則 [Cod. Euric. 280, L. Visigoth. V. 4. 8] は専ら不動産に関するものであり、動産に関する限りは Hand wahre Hand の原則が西ヨーロッパに保つてゐたといふ A・シヨルツの反対論が、シヨカ・ヒー・ヒの駁論によかかはひや。なお完全に克服されははな」⁽³⁵⁾ ムリドシヨカ・ヒー・ヒの駁論では、シヨルツが専ら不動産に関するものであることを認める⁽³⁶⁾ Cod. Euric. 280 に續く L. Visigoth. V. 4. 8 はいわゆる末尾箇条に知られるように動産にも拘わつたとする⁽³⁷⁾。トキノ・シヨカ・ヒー・ヒ以後、この問題に關しては未だ決着がついていないようである。例えば E・レヴァーは、西ヨーロッパ法典の右両規定とも動産に関するものである、しかむそりに盜品にたいするアネフ・アングの手続を見るに反し、P・D・キングはシヨルツと同じく L. Visigoth. V. 4. 8 を元来は土地に拘わるものと捉える。筆者はヒリウムは、特殊西ヨーロッパ法典に関するこの問題にヒリウム以上立ち入る余裕はなく、当面の「保障手続」の問題を先にすすめた。

ヒリウム 右世良氏の提起せられた批判から推察するに、氏は「保障手続」をあたかも専ら動産に拘わるものと見ひれりのようである。しかし「保障手続」が不動産にも關係した点は明白であり、氏も決してこれを否定されないと云ふのである。トキノは、少なくとも不動産の「保障手続」にいたり⁽³⁸⁾ Cod. Euric. 289, L. Visigoth. V. 4. 8 が継承されたものとなり、出なしが認められるを得ないものと思われる。これに反し動産の「保障手続」においては

説論

原告は所有権に基いて返還請求の訴訟ではなく、盗品をめぐるアーファンクの訴えを提起したものとなり、しかもいへはひらく諸部族法典において——したがつてレークス・ベニワリオールムにおいても—— Hand wahre Hand の原則が妥当したと見るシユルツの所論と完全に一致するところのものなものである。以上が右の世良氏の批判から導き出される帰結である。

これにたいし筆者の考え方を述べれば、第一に「」のように動産と不動産とで「保障手続」の法的性格を別個に捉えることには賛成し難い。本稿は既述の通り動産不動産に関して「保障手続」の構造・効果の統一的な解明を行なつてきただのであり、「保障手続」の法的性格も「」の観点に立つて始めて正しく把握できると思われるからである。第二に、西コート法典の右両規定が「保障手続」についてレークス・ベニワリオールムに繼受されたというのを具体的に証明するものは何もない。右両規定は L. Bai. XVI. 4 (『売られたる物についての争いについて』) にほぼそつくり繼受されではあるものの、XVI. 11, 12, 13, 14, 17 の「保障手続」にはその影響は全く感じられない程度見受けられない。『保障手続』は緒言で述べたように——またこの点については H. マイアード⁽²⁴⁾ にたいし A. シュルツ⁽²⁵⁾ や K. ラウフ⁽²⁶⁾ が正しく主張する如く——西コート法典に由来せず、バイエルン法に固有の存在であり、このことは、本稿所引の僅かのライシンク司教聖堂寄進文書からでもほぼ明らかことなのである。この意味では、筆者は、「保障手続」を西コート法典の影響下に見るブルンナーの見解に賛成できない。

一回 以上の二点を踏まえて得られる結論は次の通りである。すなわち、レーカス・ベニワリオールムの「保障手続」においては、原告(追奪者)が被告(買主)にたいし提起した訴訟は、動産に関すると不動産に拘わるとを問はず、所有権に基づく目的物返還請求の訴訟であつて、しかもこれは、バイエルン部族固有の法のひとつを形成した。これ

をテクストに即して見ると、占有を喪失した所有権者たる原告は、「保障手続」においては、買主に代わって被告の地位に就いた完全⁽¹⁾・前権利者にたいし既述の如く次のように訴えたのである。『何ゆえに汝は、余の祖先が以前に所⁽²⁾有したる余のものを譲渡するを許されたるや』(XVI, 17, 2)。——これは原告の所有権主張がはつきりとあらわれており、更にそのうちの『余の祖先が以前に所有したる余のもの (meus)』の中には原告による所有権の主張の根拠、すなわち、相続に基づく取得が特に提示されてるのである。「保障手続」における以上のような訴えには、盗品をめぐるアネフ・アソングの訴えを昭わせるような趣旨のものは殆んど窺い知れない。かくしてローマ法の所有権保護で有名な所有物返還請求訴訟 (rei vindicatio) が、リリコータス・ベニワリオールムにおいては、「保障手続」なるバイエルン法に固有の形態をといて眼の当たりに見ることがである。バイエルンナーが「保障手続」を所有権に基づく目的物返還請求の訴訟と捉えながらも、これを西ヨーロッパ法典に由来するとしたのは、「保障手続」の中は、西ヨーロッパ法典など、Cod. Euri. 289 を通して窺えるヨーロッパ各法の影響を認むようとしたために他ならない。しかしこの見解が正しくないことは、右述の通りである。

右記結論に関連して左に五点を指摘した。

- (1) バイエルン法の動産訴訟には、盗品にたいするアネフ・アソングの手続 (manus immissio, hantabod) 併んで、「保障手続」の形態をとった別の訴訟が存した。アルンナーは右述のようにこれを所有権に基づく訴えと規定し、P. ロンゲンや W. シヒリンクはそれを「單純訴訟」(schlichte Klage) と呼んだ。後二者は、レータス・ベニワリオールムの中は、盗犯によるかか一への侵奪 (Gewerbebruch) を論べる根据とするアネフ・アソングの手続とは別個⁽³⁾! 「單純訴訟」を認め、これを「保障手続」に求めた。⁽⁴⁾しかし「保障手続」を「單純訴訟」の名で呼ぶには多少問題がある。

説論

「単純訴訟」はアネファンクの手続との関連でいえば⁽²⁵⁾、アネファンクの手続そのものの後世（十三世紀以降）における発展形態を示し、そこでは「アネファンク」なる手の所作（mitai manum super eum）の儀式がもはや履まれなくなつたものと解されているからである。またこの場合に「単純訴訟」が元來の刑法的性格を全く失つてしまつたものかどうかもひとつの問題である。⁽²⁶⁾ いずれにせよ、レークス・バニワリオールムの動産訴訟に関する詳細な個別研究を行なつたシミリングの趣旨は、おそらく「単純訴訟」であつて盜品（dilige）でなく所有権（Eigentum）に依拠した訴訟を意味させようとするのであろうが、⁽²⁷⁾ 「単純訴訟」を強調する割には、これの法的性格が積極的にいかなるものかを明らかにしなかつたのは惜しまれる。

(一) バイヨルン法の不動産訴訟においても、原告（占有を有さぬ所有権者）が被告（占有を有する非所有権者）にたいし土地の不法な侵害・占有（malo ordine invassisset, malo ordine possideret）を訴える手続と併んで、「保障手続」の形態をとつた別の訴訟があつた。これが所有権に基いて訴訟であつたことは、既述原告『何ゆえに汝は、余の祖先が以前に所有したる余のものを譲渡するを許されたるや』の主張にあらわれている。ロマンンやシミリングによれば、右述動産の「単純訴訟」は不動産訴訟を模倣したものという。とすればこの不動産訴訟自体「単純訴訟」と捉えられることになるが、いずれにせよそこでは、動産の「保障手続」に深い影響を与えたと強調せられる割には、不動産訴訟の法的性格については殆んど明らかにされていないのは残念である。

(二) 「保障手続」はアネファンクに基づく訴えにたいしても適用されたとするシミリングの見解がある。この見解にしたがうと、原告がアネファンクの訴えを提起するのにたいして、盜人に到達するまで担保引受人の系列をたどるところの前主援用手続を始めるか、それとも「保障手続」をとるかは、被告＝買主が事情に応じて決め得ることで

あり、全く被告の自由な選択に委ねられたことにならう。」のことは全く同様に買主の前主=売主についてもあてはある。」りやもアネファンクの手続に入るか「保障手続」を行なうかは彼の選択に委ねられる。とりわけ、被告=買主あるいはその前主=売主がアネファンクの手続において自己の前主を差し出す以外に、目的物の相続による取得や原始取得をも援用し得た場合には、アネファンクの手續を行なうか「保障手続」に入るかの相違は被告あるいはその前主にとって殆んど意義を持たないものになってしまふであろう。

しかし」のような見解は正しくない。「保障手続」を行なうかどうかは、被告あるいはその前主が任意に決定し得る問題ではなかつた。すなわち——以下では特に前主=売主について述べれば——、売主は、彼が既に買主との取引において交していた「保障」の約束に基づいて、原告=追奪者があらわれたとき、「保障」の手續に入ったのである。このような「保障」の約束については、屢々引用するハニ九年の寄進文書が参照される。そこには、Alprahが息子二人と共にフライシンク教会にたいし補償として行なつた寄進について、次のように述べられてゐるのである。更に、そこから、彼ら「寄進者」が訴訟を起訴すべく其権利を有しない」とも、彼らは「一人ひとり」同じように、彼らのワディウムでもつて保証をなした (firmaverunt)」⁽²⁾。」りり知られるのは、寄進者父子自身が将来寄進の目的物に関して教会に異議を申し立てない旨の保証に止まらず、第三者が将来異議を申し立てんとするに寄進者が教会の権利を防禦する旨の保証の約束である。」の後者の約束」それが「保障」の約束であった。」ハニハ XVI, 12 が、「彼が買主に保障をなす」とを約束する (firmare promiserit)」「彼が保障をなすことを約束したる (se firmare pollicebat)」「彼が取り決められたるものを破りたる (constitutum ruperit)」もそれだけの意味で、追奪時における売主による「保障」の約束のみならず、取引時ににおける「保障」の約束にも拘わらずおり、追奪時における約束はおそらく

説 取引時における約束に基づくものと見ることを得よう。

「」のような取引時の「保障」の約束に関しては更に右寄進文書によると、寄進行為にて「」の詔人 (fideiussores vestiture ipsius) とは別に、「保障」の約束についても詔人 (qui hoc viderunt et audierunt) が立てられたのに注目される。この「」は、当時取引において「保障」の約束を取り交わすことがいかに重要なことと見なされていたかを理解するのに、一助となるものであろう。

(四) H・マイアード、「売主が「保障」 (Firmationsseid) を行なふときは原告=所有権者が目的物を取り戻さない」といふや、アルンナーのように「保障手続」を所有権訴訟 (Eigentumsklage) へ見るのに反対する。⁽²⁵⁾ しかしこれは「保障」がひとつの証明行為であった点を看過するものである。「」がも関連して「」・シーカ・リーヌの次の議論にある注意を払っておきたい。売主が「保障」をなすのは、いれども「」、目的物を譲渡する (übertragen) のでなく、単に最初の譲渡行為を確認する (bekräftigen) に過ぎない。したがって、売主の「保障」の結果買主が目的物の返還を義務づけられない所以は、「」の最初の譲渡行為の中にあつたと。⁽²⁶⁾ しかし「」の見解もやはり、「保障」が同時に証明であつたのを理解しないものである。ところのば、最初の譲渡が行なわれたにもかかわらず、売主が「保障」に失敗したときは買主が目的物を返還せねばならなかつた (XVI, 12) のが、売主が「保障」に失敗したからに他ならず、「」のいふに知られるように「保障」の法的効果は、「」を最初の譲渡行為でなく、「保障」そのものの中に、すなわち「」の法的性格に求めねばならぬのである。

(五) 動産の「保障手続」 *Hand wahre Hand* の命題との関係について、トマス・シーカ・リーヌは、レークス・ペニワリオールムは他の諸部族法典と同様、一般に該命題の立場に立つてゐた (シーカ・リーヌ) と見、ただレーキス

・ベュワリオールムが他の諸部族法典と異なるのは該命題が「保障の儀式」の形態をとつて行なわれたものにあるところ、この点では、「保障手続」を動産に関する限り益品にたいするアネフアンクの手続と見るシニルツの見解を異にする。要するにファン・ショカーリーンによれば、レータス・ベュワリオールムの場合 Hand wahre Hand の命題は「保障手続」そのものの中に具体的にあらわれていたわけである。

ファン・ショカーリーンのこの見解は彼が「保障手続」に服する目的物をどのような性格のものと考えたかに關係する。それはいうである。XVI, 12後段が「他人の物 (res alterius) を譲渡する」とは、慶々これより争いが生ずるがゆえに、極めて非難せらるべく」なりと述べる「他人の物」について考へる。これは、XVI, 1 の「他人のもの (res aliena) をその所有者の意思によらずして売りたる」の「他人のもの」と同様、容易に、寄託や使用貸借における目的物が思ひ当たるであろう。すなわち受寄者あるいは借主が、寄託あるいは使用貸借の目的物を、寄託者あるいは貸主の意思に反して、換押されねば目的物をあたがむ自己の物の如く表す (若) 第三者に引き渡すところの「不当売買」 (nulicta venditio) ・「不正譲渡」 (injusta donatio) の場合がこれである。この点を一層徹底したのがファン・ショカーリーンなどのやうな。すなわち彼は次のように述べて、「保障手続」に拘わった目的物を右の如く「不当売買」・「不正譲渡」におけるものに限定しようとする。売主が「保障」をなすことで買主は返還義務を負わなかつたが、このようだ「保障」の効果は売主が買主に引き渡したもののが益品であったときには生ぜず、「保障」の効果が発生するのな目的物が所有権者によって売主は「委ねられていた (anvertritt war)」のである (若)

彼が「」のよつに「保障手続」の目的物を受寄物・借用物に限定して考へる所以は、第一にレータス・ベュワリオールムの Hand wahre Hand の命題が妥当したばとの大前提に立つて、第二に「保障手続」が貰ひにいでは買

主は売主が「保障」に成功するときには目的物返還義務を負わず、原告がこれを取り戻し得なかつた点に注目したことはある。しかも「保障手続」と Hand wahre Hand の命題との関係に関するこのよくなフオン・シユヴェリーンの見解は、「保障手続」の法的性格についての彼の理解と深く拘わつてゐたのである。それはこうである。該命題の意味するところはブルンナー＝フオン・シユヴェリーンによれば、受寄者・借主が受寄物・借用物を横領し、第三者に譲渡したるときは、被害者（寄託者・貸主）はこの第三取得者にたいしてはアネファンクの訴えを起し得なかつたとする（註）。フオン・シユヴェリーンは、このような内容の該命題がレークス・バニワリオールムにも行なわれたものと見るのであるが、このことと、彼が「保障手続」の法的性格をブルンナーと共に所有権に基づく目的物返還請求訴訟に求めることが、直接に結びついていたのである。こうして彼によれば、「保障手続」において被害者（寄託者・貸主）が、受託者・借主の横領によつて失いたる目的物（寄託物・貸与物）を第三取得者（買主）から取り戻すために起しし訴訟が所有権訴訟であったのは、被害者が第三取得者にたいしアネファンクの訴えを提起する」とが Hand wahre Hand の原則によつてできなかつたからなのである。

無論このようなフオン・シユヴェリーンの所論は何か具体的なデータに基づいてのものではないし、およそそれは差し当たつて証明の極めて困難な問題分野に属するものであろう。シユヴェリーンは、原告がアネファンクの訴えを起しすのに代えて、所有物返還請求訴訟を提起したとし、そしてこの訴訟を「保障手続」と捉えるについては、「保障手続」においては売主が買主を防禦し「保障」をなすと原告が目的物を取り戻し得なかつたのを論拠とするに過ぎない。しかし翻つて、右所論における彼本来の趣旨を探るに、原告が目的物を取り戻し得なかつた所以は、売主が「保障」に成功したことになつたというよりはむしろ、レーケス・バニワリオールムにおいて Hand wahre Hand の命

題が妥当したことにあるたといわれるを得ないのである。原告が目的物を取り戻し得なかつたのは、したがつて、Hand wahre Hand の命題がレークス・バュワリオールムに妥当したといふの反射的効果に他ならなかつた。

かくしてフォン・ショヴァリーンの所論の中心にあるのは「保障」ではなくてあくまで Hand wahre Hand の命題である。しかし該命題が、自由意思に基づく目的物の占有移転（例えば右の寄託・使用貸借）の事例のすべてに一律に妥当したと見ることには、近時深い疑問が提起されており、これによれば、該命題を、古い時代に誕生しこの時代にひろく行なわれたドイツ動産法の一般原則としてそして中世に遺されるに至つたいわば「ノルマ」として、解するのではなく、むしろ、中世になって始めて比較的高度に発展するところの商取引法の所産と捉えるべきものとされるのである。⁽²⁵⁾ このように見れば、レークス・バュワリオールムを含め部族法典時代に既に Hand wahre Hand の原則がひろく行なわれていたとする見解そのものが、少なくとも現段階の研究状況に照らして見て問題とならざるを得ない。いずれにせよ、ショヴァリーンが「保障手続」を Hand wahre Hand 原則の一適用と見るには賛成できない。

二五 以上「保障手続」の法的性格をめぐる諸問題を不十分ながら指摘し得たと思う。最後に（イ）フランク時代動産不動産訴訟法中に占めた「保障手続」の意義、（ロ）「保障手続」の後世における発展の問題にふれて、本稿の筆を擱きたい。

（イ）レークス・バュワリオールムの「保障手続」は、これが所有物返還請求訴訟の性格を有した点で、一般には、フランク時代動産不動産訴訟の中でも特異なものに映つたかもしぬ。そうであるとすればおそらくこれは、次のような従来の共通見解に由来するものであろう。「ゲルマン諸部族法典は古典〔ローマ〕法、ユースティニアヌス帝法および現行法の意味における対物訴権 (actiones in rem) なるものをおよそ知らない」。しかしこのような共通見解

説 自体改めて検討して見る必要がある。ここではこの問題には立ち入ることはできず、単に、フランク時代部族法典の中には、自由意思に基づく占有移転にあっても第三取得者にたいし所有權訴訟が可能なことを示す箇条がいくつか存したとする見解⁽⁶⁾のあることを指摘するに止めざるを得ないのである。

いざれにせよ「保障手続」は、競争目的物における現占有者＝買主の権利を、非占有者＝追奪者の訴えにたいして、相当程度保護していた。そこには、買主が目的物そのものを前主援用によつて防禦し、これを獲得し得るとする思想(Erhaltung der Sache)が比較的顕著にあらわれていた。この意味で、訴訟手続が目的物の現占有者でなく盜犯被害者の立場から形成されたアネファンクの手続⁽⁷⁾とは大きく異なつたし、また一般にフランク時代訴訟手続の特徴と見なされてきたその刑法的性格は当然稀薄であったのは理解できるところである。

「保障手続」がこのような意義を有した所以について見るに、これは、実体私法なかんずく売買法の領域に求められねばならない。それが売買において当事者間に締結せられた「保障」の約束にあつた。これを筆者は次のように推測する。レーカス・ペュワリオールム時代、動産不動産売買契約において、売主は屢々買主と「保障」の約束を結んでいた。これは売主が買主にたいし次のような義務を引き受けることを内容とした。売主は、第三者による目的物の追奪の危険がある場合に買主の権利を防禦し、また、防禦に失敗し目的物が追奪された場合に買主にたいし補償の義務を負うことであつた。義務の中心は防禦にあつた。このような「保障」の約束は、當時、バイニルンの慣習法としてひろく展開していたのである。裁判手続としての「保障手続」は裁判所外のこのような「保障」の約束の上に始めて成り立ち、これによつて右述の意義を取得し得たのである。保障手続⁽⁸⁾が動産不動産取引に拘わるこのような実体私法を背後に有したという意味で、刑法および訴訟法、とりわけ訴訟法の領域にその本質が求められるところのア

ネフアングの手続とはその性格を異にしていたことが分かる。

ひらくフランク時代動産不動産訴訟法の中には、「保障手続」のような特殊の性格のものが存したという事実を指摘するにいはば、フランク時代動産不動産訴訟法の多様な姿を浮か上がらすのに、何らか資するものがあるであらう。

(ロ)「保障手続」がレーグス・バニワリオールムの時代以降いかなる運命をたどつたかについては、多少とも確かないいはりでは殆んど何も述べることができない。ただ、一、二の気がいた点を指摘するならば、W・マルクは、不動産に関して、レーグス・トマノーネルムによひ「レーグス・バニワリオールムにおける „firmatatem facere per cartam“ (L. Al. I, 1), „confirmare per epistolam“ (L. Bai. I, 1), „firmare promittere“ (L. Bai. XVI, 12)における〈firmare〉から、中世南ドイツにおける追奪担保責任に関する契約・法が発展したとの見通しを立てた。^(註)しかし彼のその後の研究『モーテン湖畔メールスブルクにおける土地譲渡』では、十四ないし十六世紀土地譲渡者の追奪担保義務の実態に論及がなされれば、この〈firmare〉の部族法典時代から中世に至る発展過程は不問とされたままである。またH・ショロッサー『中世後期バイヨルンにおける民事訴訟』によれば、十三ないし十五世紀バイヨルンにおいては、不動産をめぐるすぐでの取引で、売主が追奪担保義務を強制的に引き受けさせられており、これによって、買主は、売主が裁判所で行なう土地譲渡(Fertigung)以前に既に、負担の付かない土地所有権を保証された。しかしショロッサーも、このような後世における発展とレーグス・バニワリオールムにおける「保障手続」との関係については何の言及していない。

問題は、このようにいはれも今後に残されてゐる。にもかかわらず筆者は、「保障」の約束を背景に形成されたレーグス・バニワリオールムの「保障手続」が、中世バイヨルンにおける追奪担保法の成立・発展に大がれ少ながれ影響を

説 及ぼしたものと臆測するものなのやある。これが果たして正しがむかがな、今後の筆者自身の作業にまたねばならないが、「保障手続」の後世への発展を明かにややむひとつの手がかりを与えるのが、フライシンク司教聖堂寄進文書に知られる▲firmare▼やるのや、差し迫たゞひの其から更に研究を深めて行かねばならぬやあら。

(24) 前註 (8) 参照。

(25) 前註 (6) (24) 参照。

(26) 前註 (8) 参照。

(27) R. Hübner, Der Immobilienprozess, a. a. O., S. 118 (dann muss vielmehr der Auktor selbst sein Recht zur Investitur beweisen); A. Heusler, Die Gewerbe, S. 32 (wo die Verlängerungsbefugniß des Autors damit angefochten wird); Schelling, a. a. O., S. 68 (wenn dem Auktor der Beweis seines Rechts gelingt).

(28) 家畜レーベンズトードスケ「秘密めだま」の圖のやのソウトウツクサ「圖樣のヤシミヒテ要求セラル」(adserere (=assercere)) ふれ」(XVI, 14, 2)。

(29) Schelling, a. a. O., S. 65 リタリヒーネル抵觸参照。

(30) 前註 (4) 参照。即ち、トルンナー=ホン・ショカムニーハーは、不動産訴訟開始手続のるむじゆつて確かにアーネフ・インの儀式による開始手続の行なわれた諸例を挙げる(Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 674-5 (Ann. 12-16))。しかしトルンナー=ホン・ショヴァリーンがそりやくぐる立場から出でて開始手続としてのトネトトヘルムの手続であるトネトトヘルムの手續が裁判所における前主援用手續(Gewährenzug)や其なりたがふべからじいよが一切相及んでゐる。やれむいかが、不動産について、動産におけるトネトトヘルムの手續の場合も同様に前主援用手續が起つた例をひて挙ぐるが、他ならぬ「保障手続」のみなものである(S. 679 (Ann. 33, 34))。又くが、トルンナー=ホン・ショ

ホーリー・ハロー」など「迷離状態」のトネハトハニヨリモテアリテ、モテルハタマリテシテアリ。

たゞ、E. Levy, Eine actio in rem im frühen Westgotenrecht? in: Gesammelte Schriften I, 1963, S. 250, Anm.

16 ◎米庭園

- (25) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 662 (Anm. 85); P. London, a. a. O., S. 180 (Anm. 5).
- (26) ◀Si quis a fure nesciens comparavit, requireret accepto spatio venditorem▶
- (27) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 659 (Anm. 71).
- (28) ◀Quod si furem celeare voluerit perirens, et postea detectus inventus fuerit, tamquam ille sur ita in criminis
damnum▶
- (29) 「ホーリー London の「説明書の意義とその重要性の意義」(Die Bedeutung der Sache beim Gewährsauge)」の圖
- ト説明する所によれば、(S. 194ff., bes. 205)。
- (30) たゞ、トネハトハニヨリモテハナ・シテキニシテ、トネハトハニヨリモテハナ・シテキニシテ、「トネハトハニヨリモテハナ・シテキニシテ」Brunner-v.
Schwerin, a. a. O., S. 671, Anm. 125 註解ノ原義。ホーリー H. Rayner, a. a. O., S. 54 註解ノ原義。
- (31) H. Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, II, 1892, S. 511, Anm. 101.
- (32) ホーリー 註解ノ原義。
- (33) Meyer, a. a. O., S. 41.
- (34) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 672, Anm. 125 (v. Schwerin).
- (35) 善良、前掲書、III 111 頁。
- (36) Vgl. K. Rauch, Spurfolge und Anefang a. a. O., S. 17ff.; Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 663-4.
- (37) 原始取得の援用をめぐる問題。| たゞ、無構、前掲論文(説明(28))、I 1 <同上(28) 補註。
- (38) ホーリーの申請は好んで、盗犯被害者の立場が有利であるためか、ホーリーは、盗人の盗犯被害者の立場

ヨーロッパの四密室をもつての契約書の解釈 (實利的) (Zwischenmänner) の迷津に立つた。 | 球根堅松の文

ルネサンスの Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 669, Anm. 117 (v. Schwerin).

(23) R. Löning, Der Vertragsbruch und seine Rechtsfolgen, I., S. 112 (poena dupl); Meyer, a. a. O., S. 40 (Anm. 10); Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 662 (Anm. 82). 福祉 (23) の指標は都合の悪い結果。

(24) Brunner, a. a. O., S. 510.

(25) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 670 (Anm. 119).

(26) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 670 (Anm. 118) 記載。

(27) 単式' 福祉範囲' [1][1][1] [1][1]

(28) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 656 (Anm. 46), 662 (Anm. 85), 663 (Anm. 87), 668 (Anm. 110). 記載' F. Dahn, Westgotische Studien, 1874, S. 92-3, Nr. 1; Bethmann-Hollweg, a. a. O., S. 284-5 記載'。

(29) 単式' 福祉範囲' [1][1][1] — [1][1]

(30) Schulze, Gerüste und Marktkauf, S. 5 (Anm. 10).

(31) ◀ Similis scilicet et de mancipiis vel omnibus rebus adque brutis animalibus ordo servetur▶

(32) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 670, Anm. 118 (v. Schwerin).

(33) E. Levy, a. a. O., S. 250 (Anm. 16, 17).

(34) P. D. King, Law and Society in the Visigothic Kingdom, 1972, p. 254 (n. 2).

(35) Meyer, a. a. O., S. 41 (Anm. 15).

(36) A. Schulze, Die Bedeutung des Zuges auf den Gewährten, a. a. O., S. 772 (Stücke echt bairischen bodenständigen Volksrechts); K. Rauch, Gewährschaftsverhältnis und Erbgang, a. a. O., S. 553, Anm. 3.

(37) ユーロ洲域' 異文化の影響を受けた H. Siegl, a. a. O., S. 260 記載。

- (24) 裁判 (3) 案件[。]
- (25) 抗訴[。]前掲書(前編(3))七八頁(註(一))呂呂北等「十一」裁判時代◀meus▶は「所有を表現する概念」いふべし。
- (26) H. Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, I, 1906, S. 487, Ann. 22.
- (27) ◀Qui manum immisione resisterit, quod hantalo dicunt, XL solidos solvat in publico et ipsam rem querenti reddit vel aliam similem▶(Concilium Neuchingense (772), c. XIII) (案証せ) 申立[。]前掲書「八四頁註(4)」參照。Vgl. Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 652 mit Ann. 31.
- (28) London, a. a. O., S. 107; Schelling, a. a. O., S. 52, 70.
- (29) 保の訴訟[。]Schröder-v. Klinenberg, a. a. O., S. 394 (Ann. 28) 案件[。]
- (30) 捧權[。]前掲書(2) 〇臣賊(5) 本文参照。
- (31) Hübner, Grundzüge des deutschen Privatrechts, 1930, S. 443 (Ann. 2); Mitteis-Lieberich, Deutsches Privatrecht, 7. Aufl. 1976, S. 113 („schlichte Klage“ ohne Ausfage).
- (32) Meyer, a. a. O., S. 81 (Ann. 8) は「單據訴訟」の刑法的性格を認む。いわばだんじー世良晃志郎・松中俊哉『マニア法學叢書』は「トネトトハニセバ『單據訴訟』」を「純民事的な訴」と見る(111)八頁(5)。
- (33) Schelling, a. a. O., S. 69.
- (34) いわばだんじー Schelling, a. a. O., S. 71 (Ann. 6) は「单據訴訟」の概要[。]動産の「張
登記簿」=「單據證券」や Deliktsklage(過失訴訟) から発展したものが多[。]なぜか「シカシナク自身の所論は誤る」といふ。
だらうが誤りやね。
- (35) Vgl. Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 673 (Ann. 6).
- (36) Schelling, a. a. O., S. 69.
- (37) Schelling, a. a. O., S. 48 (Ann. 9) 原始取扱の適用が論じられた事例。

論
篇
(25) <Alprīh et filii eius...contrahactabant omnem adquisitionem in omnibus causis quam ad ipsa casa dei habuer-

issent, ut ultra querendi inde facultatem non haberent, cum eorum vadis illi pariter firmaverunt>

- (25) H. Meyer, a. a. O., S. 41.
- (26) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 672, Ann. 125 (v. Schwerin).

論

(26) 論註 (2)

論註

(27) いの兵士が、武器を手に取る場合、武器を手に取らなかった場合の二種類の賠償額を規定する。Vgl. Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 671 (Ann. 125) 164 XVI, 13 (論註 (5)) 論註 (2)

論註 (2)

論註

(28) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 671 (Ann. 124), 679, Ann. 33, 841, Ann. 124.

(29) 論註 (2)

論註

(30) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 669 (Ann. 113).

(31) 論註 (2)

論註

(32) ある兵士が、武器を手に取らなかった場合の賠償額を規定する。Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 699 (Ann. 114), 841, Dahn, a. a. O., S. 93 (Ann. 3))。

(33) いの兵士が、P. Koschaker, Rechtsvergleichende Studien zur Gesetzgebung Hammurapis, 1917, S. 47 (Ann. 3, 4) いの兵士が、Hand wahre Hand と金額を 索取る。若しくはより多くの金額を賃借物。借用物が窃取された場合に、被窃者 (寄託者・貸付人) が果たしてアトリトスの賃借料を算出取扱う場合は、提起し得たか江北の上に訴訟せねばならぬ。

(34) W. Ogris, Hand wahre Hand, in: HBW, z. deutschen RG, 8. Lief. (1971), Sp. 1931-3.

(35) E. Levy, a. a. O., S. 249.

(36) Schelling, a. a. O., S. 72 (Ann. 7).

- (26) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 669, Anm. 117 (v. Schwerin).
- (27) H. Planitz, Fahrtisverfolgung im deutschen Recht, ZRG. G. A. 34 (1913), S. 426. 標題 (26) 既示す參照。
- (28) W. Merk, a. a. O.; S. 167 (Ann. 3).
- (29) W. Merk, Die Grundstückübertragung in Meersburg am Bodensee, ZRG. G. A. 56 (1936), S. 31ff.
- (30) H. Schlosser, Spätmittelalterlicher Zivilprozess nach bayerischen Quellen, 1971, S. 257 (Ann. 78, 79).

[訳]

[付記] 本稿は昭和五十六年度文部省科学研究費一般研究Cセイの研究結果の一部である。